

鎌倉市における宿泊税等観光財源に関する  
検討報告書

令和8年(2026年)6月

鎌倉市 観光課

# 目次

1	はじめに .....	3
2	観光財源を検討する背景、意義 .....	4
	（1）鎌倉市の現状及び財政状況 .....	4
	（2）鎌倉市の観光特性・課題 .....	8
	（3）新たなる観光財源を検討する必要性 .....	10
3	鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会について .....	11
	（1）検討委員会の立ち上げ及びその構成 .....	11
	（2）検討委員会の開催日程、内容 .....	11
4	鎌倉市に適した新たなる観光財源について .....	13
	（1）観光財源の種類、比較・検討 .....	13
	（2）宿泊税とは .....	17
	（3）宿泊税の特性(特定目的への使用、真水の財源) .....	18
	（4）宿泊税が宿泊客数に与える影響 .....	19
	（5）宿泊者以外への応分負担について .....	21
5	宿泊税に関する検討 .....	23
	（1）鎌倉市が宿泊税を導入する意義 .....	23
	（2）市内宿泊事業者向けアンケートの結果 .....	24
	（3）市内宿泊事業者向け勉強会の実施 .....	25
	（4）先行自治体の導入状況 .....	25
	（5）鎌倉市における宿泊税の主な課税要件(結論) .....	26
	（6）宿泊税の主な課税要件の検討 .....	27
	●①課税客体、②課税標準、③納税義務者について .....	27
	●④徴収方法について .....	27
	●⑤申告期限について .....	28
	●⑥免税点について .....	28
	●⑦課税免除について .....	29
	●⑧課税期間について .....	30
	●⑨税額・税率について .....	31
	●罰則規定について .....	38
	（7）宿泊税の導入に伴い実施する補助制度 .....	38
	（8）鎌倉市における宿泊税の使途(使い道)の検討 .....	39
	（9）課税要件や補助制度に関する意見交換会でのご意見 .....	46
6	宿泊税の運用等について .....	48
	（1）観光振興としての使途の明確化と日帰り観光客への応分負担の研究 .....	48
	（2）市内宿泊事業者への宿泊税導入の事前周知 .....	48

(3) 基金化 .....	48
(4) 自律的なガバナンス体制の構築 .....	48
(5) 市を訪れる宿泊客に対する事前の周知、宿泊事業者の負担軽減 .....	49
(6) 特別徴収義務者となる宿泊事業者への丁寧な説明等 .....	49
(7) 将来的な段階的定額制または定率制導入の検討.....	49
(8) 神奈川県今後の導入について .....	49
7 おわりに .....	50
(1) 鎌倉旅館組合及び市内宿泊事業者が推薦する委員より .....	50
(2) 委員長による総括 .....	50
8 巻末資料一覧.....	52

## 1 はじめに

「古都・鎌倉」として日本を代表する観光都市である鎌倉市は、平成8年(1996年)に策定した第1期鎌倉市観光基本計画から一貫して、市民や観光旅行者が豊かな生活・観光を享受できるようになることを目的に、「住んでよかった、訪れてよかった」と思えるまちづくりを基本理念としてきました。そして、平成28年(2016年)度に策定した第3期鎌倉市観光基本計画においても、観光の「質」の向上を目指して、新たな方針に基づく観光施策の推進に取り組んできました。

第3期観光基本計画の期間には、新型コロナウイルス感染症による世界的な旅行需要の大幅な減少がありました。訪日観光の規制緩和や円安の進行により特に海外からの旅行需要が回復し、訪日外国人旅行者の増加が顕著となりました。

一方、国内に目を向けますと、人口減少や少子高齢化といった社会課題が進行し、地域の経済活動の縮小が懸念される中、鎌倉市においては宿泊を伴う滞在型観光の促進、オーバーツーリズムの解消、インバウンドへの対応、観光客の快適な受入環境整備といった複雑な観光ニーズへの対策と、市民生活の両立が求められています。

そのような情勢下において、鎌倉市では第4期鎌倉市観光基本計画(令和8年(2026年)3月策定)に基づき、「責任ある観光(レスポンシブルツーリズム)の推進」、「泊まる観光の促進」、「観光資源に関する効果的な情報発信」及び「誰もが利用しやすい観光受入環境の充実」等を着実に実行していくため、観光活動における受益者である観光客から一定の負担を求める仕組みの導入も含め、宿泊税等の安定した観光財源の確保に向けた検討を進めていくこととしました。

そのため、令和8年(2026年)2月に、学識経験者、民間の有識者、鎌倉商工会議所及び公益社団法人鎌倉市観光協会が推薦する者、市内宿泊事業者としましては鎌倉旅館組合及び市内宿泊事業者が推薦する者から構成された「鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会」を設置し、新たな観光財源の導入にかかる検討を進めて参りました。

本報告書は、検討委員会等における検討内容やそこから導き出される鎌倉市に適した新たな観光財源についてまとめたものです。

## 2 観光財源を検討する背景、意義

### (1) 鎌倉市の現状及び財政状況

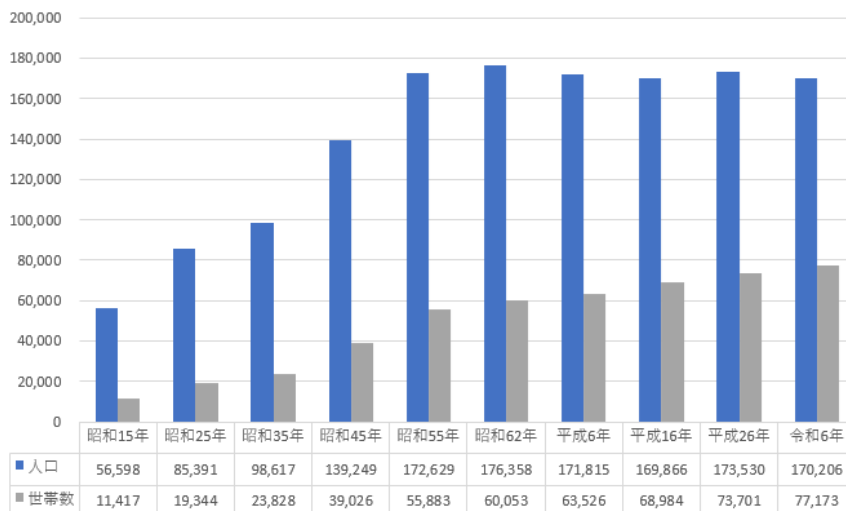
#### ■ 鎌倉市の概要



鎌倉市は神奈川県南東部の三浦半島の付け根に位置する都市です。JR 横須賀線の駅が大船、北鎌倉、鎌倉の3駅の外、江ノ電と湘南モノレールの2つの私鉄が、それぞれJR大船、鎌倉駅から南西方面に向かって走っています。

#### ■ 鎌倉市の人口・世帯数

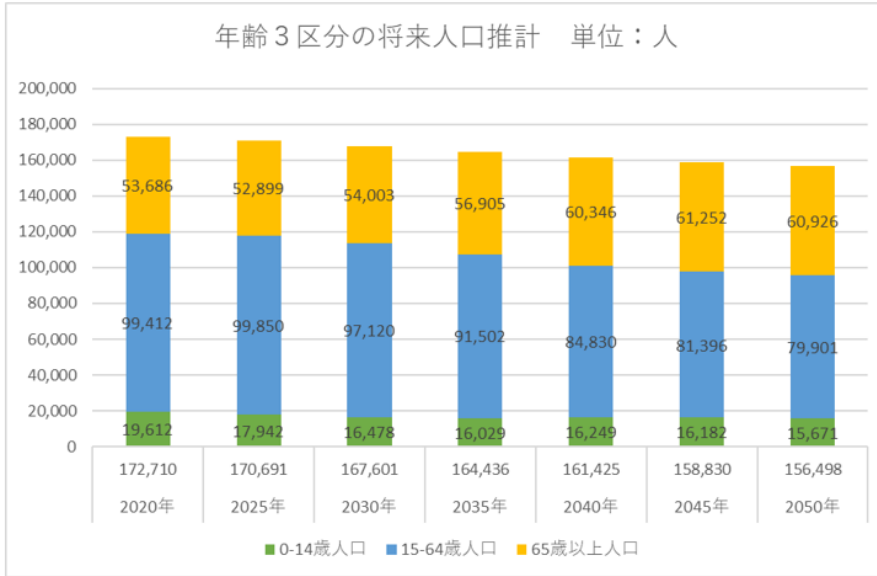
人口・世帯数の推移 単位：人、戸



直近の市の人口減少は、全国的に見れば緩やかな状況です。国勢調査結果によりますと、総人口は昭和62年(1987年)の176,358人をピークに、その後は微かに減少傾向で推移しています。

## ■ 鎌倉市の将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所  
「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」



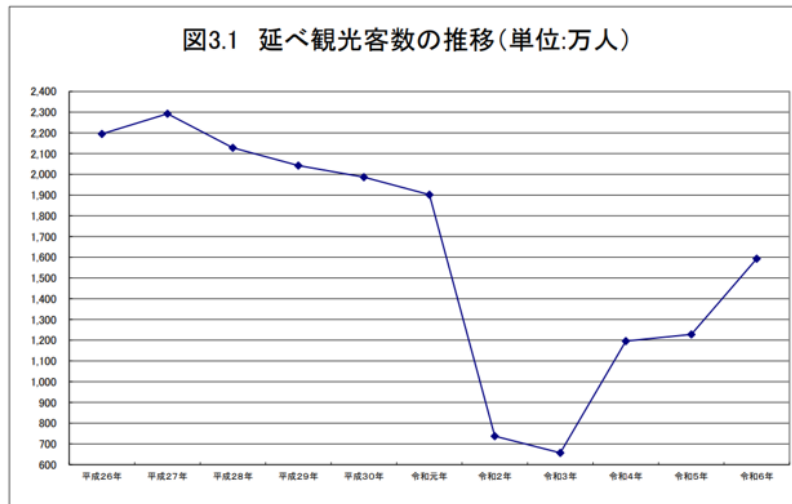
しかしながら、将来的な人口推移は大幅な減少が見込まれ、同時に生産年齢人口も減少傾向と見られています。令和32年(2050年)には市の人口が156,498人(令和2年(2020年)比で約▲9.4%)にまで減少するという試算があり、このことから市の安定した観光財源確保は重要と言えます。

## ■ 延べ観光客数等の推移

(万人)

指標名	平成28年 (第3期計画 画初年)	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	最低目標値 (令和7年)	目標値 (令和7年)
延べ観光客数	2,128万人	2,042万人	1,987万人	1,902万人	738万人	657万人	1,196万人	1,228万人	1,594万人	-	現状維持	現状維持

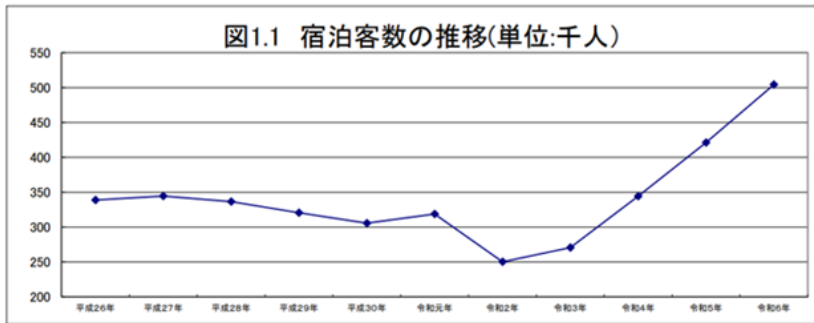
※神奈川県入込観光客調査



コロナ禍以降、延べ観光客数(一定期間に市内観光地を訪れた延べ人数)は令和6年(2024年)では1,594万人と、回復傾向にあります。国際情勢などの変動要因はありますが、様々な国籍の方が訪れる市の特性を鑑みるに、今後も堅調に推移されることが予想されます。

## ■ 市内の宿泊者数の推移

指標名	平成26年	平成27年	平成28年 (第3期計画初年)	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	最低目標値 (令和7年)	目標値 (令和7年)
宿泊客数	33.9万人	34.4万人	33.6万人	32.1万人	30.6万人	31.9万人	25万人	27.1万人	34.4万人	42.1万人	50.4万人	37万人	40万人
宿泊客数比率 (宿泊客数/実観光客数)	2.73%	2.98%	2.98%	3.22%	3.05%	3.13%	7.34%	8.71%	5.48%	6.50%	6.34%		

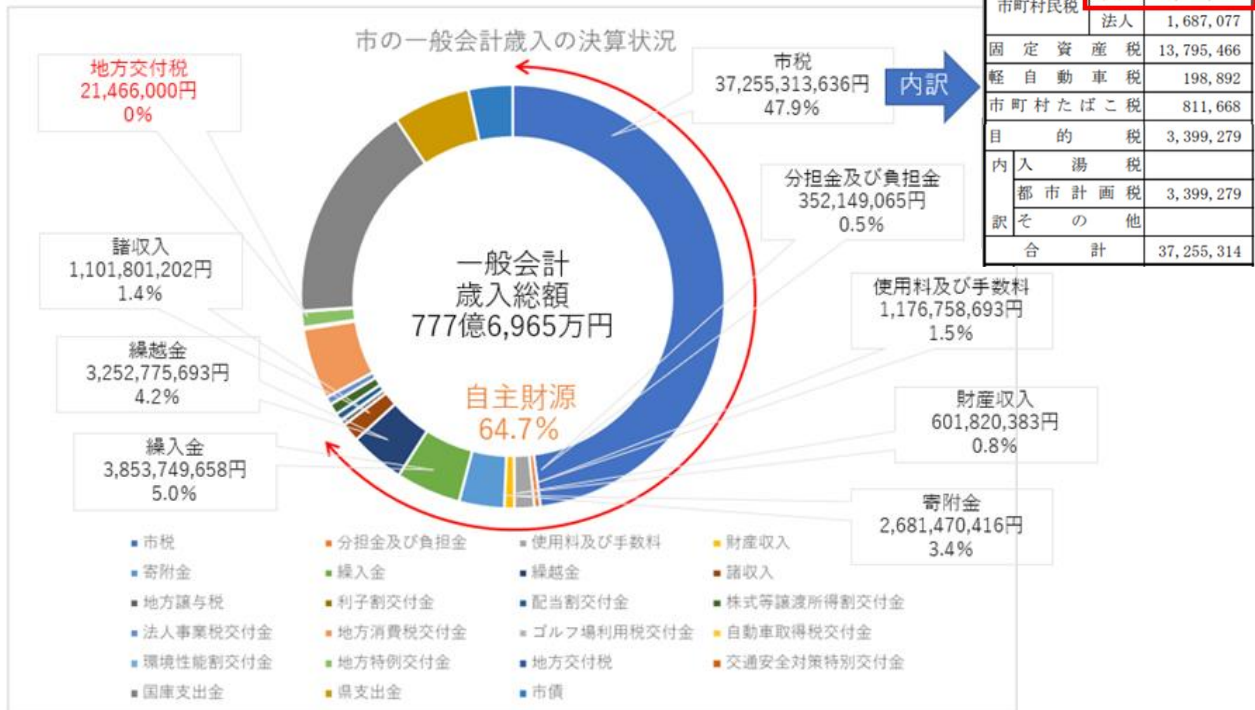


【参考データ】  
市内宿泊施設数 ※県HPより  
合計377施設  
(令和7年9月30日時点)  
①旅館業法許可施設数  
215施設  
・旅館・ホテル：48施設  
・簡易宿所：167施設  
②住宅宿泊事業施設(民泊)  
162施設

市内の宿泊者数は、市が把握している令和6年(2024年)の数字では504,000人です。しかしながらこの数値は、市内の40施設程度からいただいた数字のため、実態はより多いことが想定されます。

前記した延べ観光客数は1,594万人である中、宿泊者が50万人強に留まっていることから「市内の観光客が宿泊客へと繋がる」という循環が、希薄であることが見て取れます。

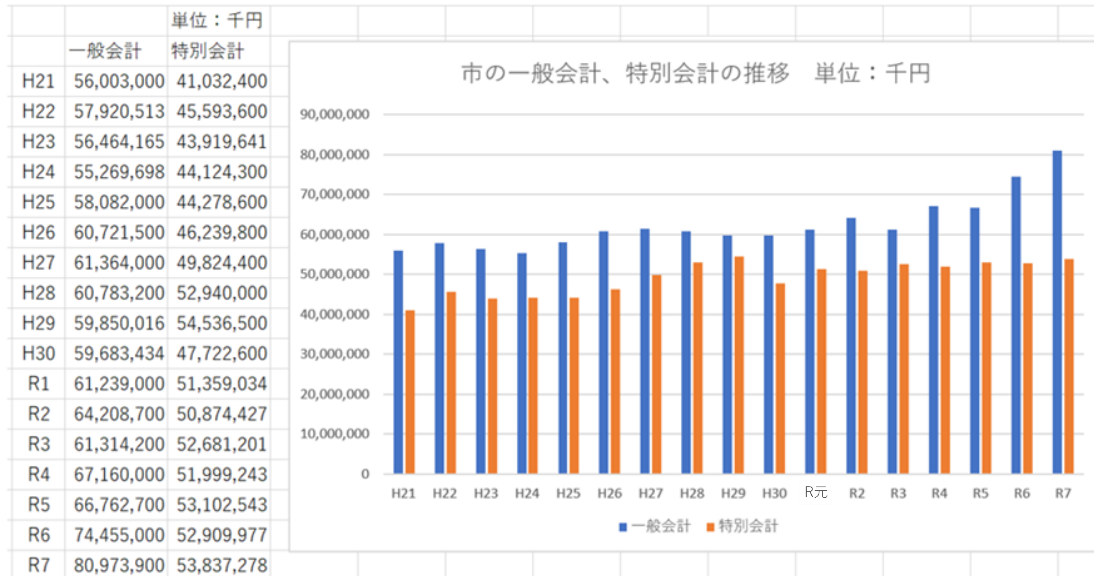
## ■ 市の財政状況(令和6年財源の内訳※決算額)



令和6年(2024年)度の一般会計歳入の決算額の内訳では、歳入総額は約778億、自主財源率は

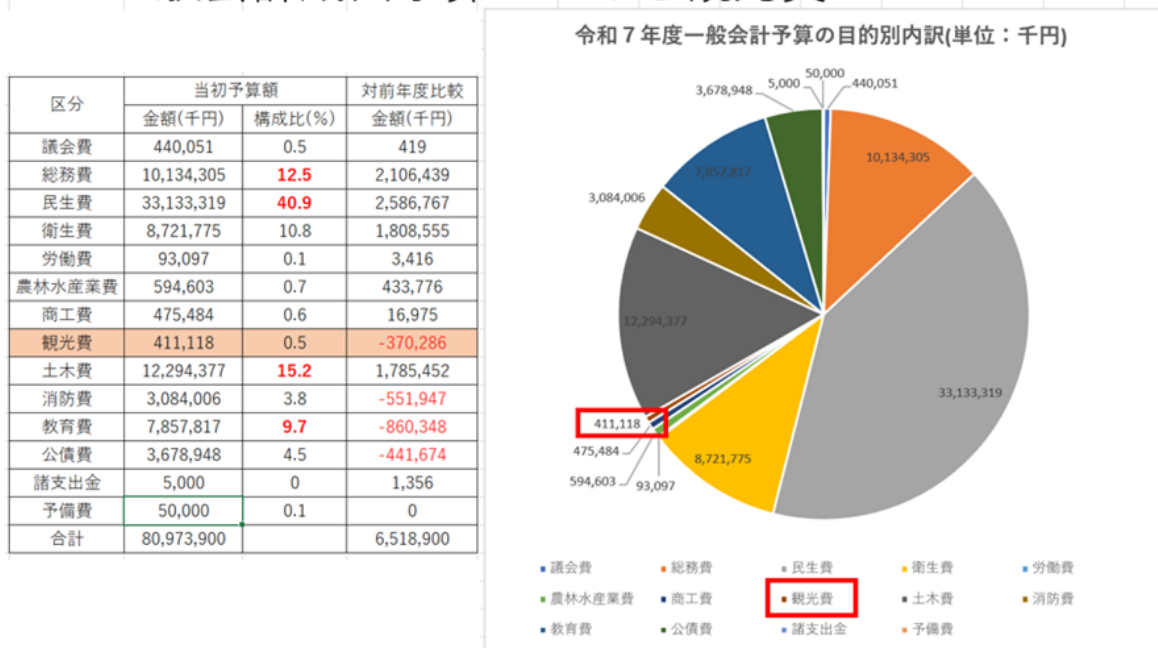
64.7%と、全国平均が40～50%程度と言われる中では優良な数字を維持しています。また、当市の財政力指数(2021～2023年(令和3～5年)度の平均値)1.08であり、普通地方交付税の交付を受けていません。しかし、一般会計歳入に占める個人の市民税が多く、将来的な人口減少に伴う税収減により、交付団体になる懸念があります。

## ■市の財政状況(歳出予算の推移)



上記グラフは、過去17年の鎌倉市の歳出予算の推移です。市の年度予算は、物価高騰、高齢化率の上昇、オーバーツーリズム対策、防災インフラ整備等の要因から、増加傾向にあることがわかります。こうした情勢の下、将来にわたって安定した観光財源を確保するためには、『市の一般財源のみに頼らない仕組み』の構築が必要と考えられます。

## ■一般会計歳出予算における観光費



令和7年(2025年)度の一般会計歳出の予算額約810億円を細分化していくと、観光費は表中のとおり

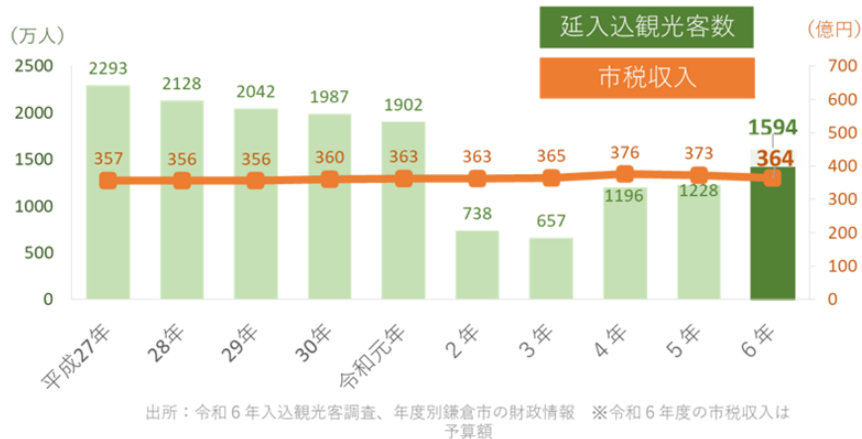
り、約 4.1 億円であり、市の一般会計歳出予算に占める割合では約 0.5%にとどまります。

多くの自治体が商工費等と合算して公表しており、純粋な観光費のみを比較可能な自治体は多くありませんが、鎌倉市と言えど、観光費の予算規模は大きくありません。

(参考：箱根町 7.9 億円(R6)、湯河原町 3.6 億円(R5)、日光市 15 億円(R6)、下呂市 4.8 億円(R7))

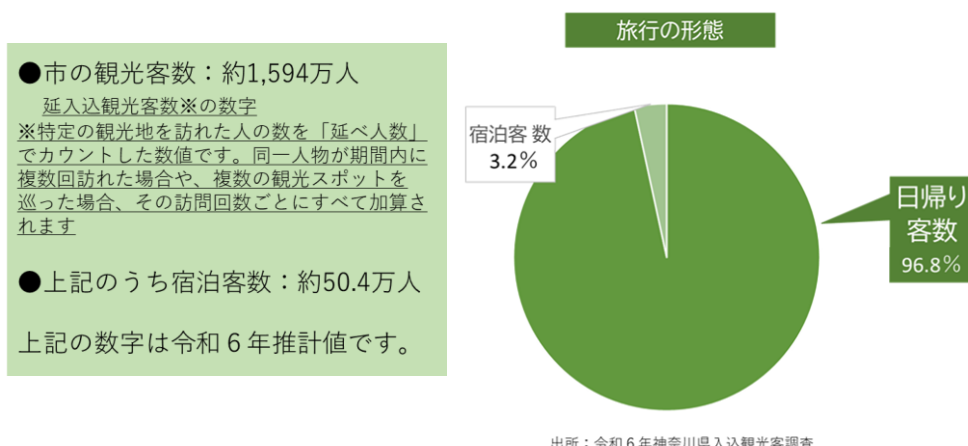
## (2) 鎌倉市の観光特性・課題

### ■ 鎌倉市の観光に関する特性や課題(市税への影響)



市の延べ観光客数はコロナ禍等の影響で数字が大きく変わる一方、市の税収額は一定規模で推移しており、年間観光客数と市税収入に相関性が無いと言えます。つまり、観光客数が市の財政に与えるプラスの効果は乏しく、受益者(観光客)負担の構造になっていないことがこのデータから読み取れます。

### ■ 鎌倉市の観光に関する特性や課題(日帰り観光)



鎌倉市は首都圏からの日帰り観光地としての性格が強く、日帰り客(市の延入込観光客数から推計)が約 97%、宿泊客が約 3%の割合で、日帰り観光客がその多くを占めています。日帰りよりも宿泊をする場合は、滞在時間の増加に伴い様々な場所で消費が生じますが、宿泊客が少ないため、市内の観光消費額に効果的に繋がっていないことが伺えます。

## ■ 鎌倉市の観光に関する特性や課題(特定エリア混雑)

【連鎖的な課題の発生】

交通渋滞	歩道の混雑
迷惑駐車	ゴミやタバコのポイ捨て
私有地への無断侵入	私有地での排泄行為



市内の特定エリアでは、撮影や観光に訪れた方の迷惑行為が多数発生しており、残念ながら外国人観光客が原因である事例も少なくありません。特定の狭いエリア内に、多い時は100人以上の観光客の滞留が発生しており、エリア周辺や近隣の私有地内でも、同様の迷惑行為が報告されています。

また、政府が掲げる観光ビジョンでは「令和12年(2030年)には、令和6年(2024年)時の約3,600万人超の約1.5倍となる6,000万人のインバウンドを達成する」という将来目標もあり、市民が必要以上の負担を求められないためにも『観光客が集中する都市を維持するための、観光に関する共通インフラ費用』を確保することは、市の責務であると考えています。

(3) 新たなる観光財源を検討する必要性

ここまでの記載を総括すると、鎌倉市が新たなる観光財源を検討する必要性は、大きく以下の3点と言えます。

- ①将来的な人口減少、少子高齢化(市の税収減、民生費増)に伴い市の財政規模の維持が難しいことが予見される中、将来にわたって安定して『観光客が集中する都市を維持するための、観光に関する共通インフラ費用』を確保するために活用できる観光財源を確保するため
- ②第4期観光基本計画の基本理念「住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉」の実現、また観光と市民生活の両立の実現に向け、観光における受益者である観光客にも負担を求める仕組みを構築するため
- ③日帰りの観光客を「宿泊客」へと転換する支援(朝夜観光、宿泊を伴う滞在型観光の促進)を新たなる観光財源を活用して推進するとともに、市内全体の観光消費額の向上を目指すため

第4期鎌倉市観光基本計画 ※令和8年3月策定

基本理念 <sup>①</sup>	
住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉 <sup>②</sup>	
目標 <sup>③</sup>	施策分野 <sup>④</sup>
I 観光がもたらす豊かさの実感 <sup>⑤</sup>	(1) 観光がもたらす経済的・社会的効果の共有 <sup>⑥</sup> (2) 責任ある観光(レスポンスフルツーリズム)の推進 <sup>⑥</sup> (3) 観光にかかる原因者・受益者負担の仕組みの導入 <sup>⑥</sup> (4) 地域に恩恵をもたらす観光旅行者の誘致 <sup>⑥</sup>
II 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備 <sup>⑤</sup>	(1) 分散型観光の推進 <sup>⑥</sup> (2) 泊まる観光の推進 <sup>⑥</sup> (3) 住民と観光旅行者が共に安心できる防災対策の推進 <sup>⑥</sup> (4) 誰もが利用しやすい観光受入環境の充実 <sup>⑥</sup> (5) 観光案内の充実 <sup>⑥</sup> (6) 歩いて楽しめる美しい観光まちづくり <sup>⑥</sup>
III 人材育成・連携体制づくり <sup>⑤</sup>	(1) 観光の担い手の能力の向上と多様な担い手の活動の活性化 <sup>⑥</sup> (2) 持続可能な観光まちづくりに向けた連携体制づくり <sup>⑥</sup> (3) 教育・学習・研究と相互理解に関する機会の提供 <sup>⑥</sup> (4) 鎌倉サポーター(鎌倉市を愛する応援者)を増やす <sup>⑥</sup>
IV 多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実 <sup>⑤</sup>	(1) 歴史的・文化的資源を生かした観光まちづくり <sup>⑥</sup> (2) 地域と共に創る鎌倉ならではの観光の推進 <sup>⑥</sup> (3) 観光資源に関する効果的な情報発信 <sup>⑥</sup> (4) 観光資源の保全・整備・磨き上げ <sup>⑥</sup> (5) 新たな観光資源の発掘・開発と活用 <sup>⑥</sup>

計画案より抜粋  
 「住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉」を理念に、**市民と観光旅行者双方が観光による豊かさを実感し、還元できる仕組みづくりに注力**します。  
 これにより、観光を通じて市民と観光旅行者双方が恩恵を共有し、地域の活力を高めることを目指します。  
**観光資源の保全と活用を支える基盤を構築**するとともに、持続可能な観光まちづくりに向けて、人材育成・連携体制づくりに着手します。

### 3 鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会について

#### (1) 検討委員会の立ち上げ及びその構成

鎌倉市に適した新たな観光財源について検討するため、令和8年(2026年)2月に鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置し、延べ4回の委員会を実施しました。

検討委員会の構成委員は、以下のとおりです。

1	学識経験者 (委員長)	國學院大學 観光まちづくり学部 観光まちづくり学科 教授 梅川智也
2	学識経験者	文教大学 国際学部 国際観光学科 教授 海津ゆりえ
3	民間の有識者 (副委員長)	株式会社 JTB 総合研究所 フェロー 山下真輝
4	鎌倉商工会議所が 推薦する者	鎌倉商工会議 事務局長 奈須菊夫
5	公益社団法人鎌倉市 観光協会が推薦する者	公益社団法人鎌倉市観光協会 事務局長 進藤勝
6	鎌倉旅館組合が 推薦する者	鎌倉旅館組合 組合長 井上靖章
7	市内宿泊事業者が 推薦する者	鎌倉プリンスホテル 支配人 薄井茜

#### (2) 検討委員会の開催日程、内容

第1回	日 時： 令和8年(2026年) 2月10日 15:00~17:00 場 所： 鎌倉市役所本庁舎 第6分庁舎 602会議室	(1) 委員長及び副委員長の選任について (2) 観光財源を確保する意義について (3) 鎌倉市の現状、観光特性・課題、観光財源の種類と その比較・検討について (4) 市内宿泊事業者向けアンケートの結果について (5) 他市の宿泊税の導入状況について (6) その他(今後の検討スケジュール案)
第2回	日 時： 令和8年(2026年) 3月31日 14:00~16:00 場 所：	(1) 前回の検討委員会の振り返り (2) 3月2日実施の宿泊事業者向け勉強会について (3) アンケート結果等を踏まえた税制度案及び他市の 導入状況 (4) 税制度の案(収入見込)を踏まえた使途

	鎌倉市役所本庁舎 201 会議室	(5) その他(今後の検討内容及びスケジュール)
第3回	日 時： 令和8年(2026年) 4月20日 14:00~16:00 場 所： 鎌倉市役所本庁舎 201 会議室	(1) 前回の検討委員会の振り返り (2) 課税要件、補助制度等について (3) 税収の使途について (4) 使途(使い道)の内容について (5) その他(今後の検討内容及びスケジュール)
第4回	日 時： 令和8年(2026年) 5月11日 14:00~16:00 場 所： 鎌倉市役所本庁舎 201 会議室	(1) 鎌倉市における宿泊税等観光財源に関する検討報告書について (2) その他
各回の協議内容		それぞれの回で委員から頂いたご意見や指摘等は、巻末資料1「検討委員会会議録(第1回~第4回)」を参照ください。

## 4 鎌倉市に適した新たなる観光財源について

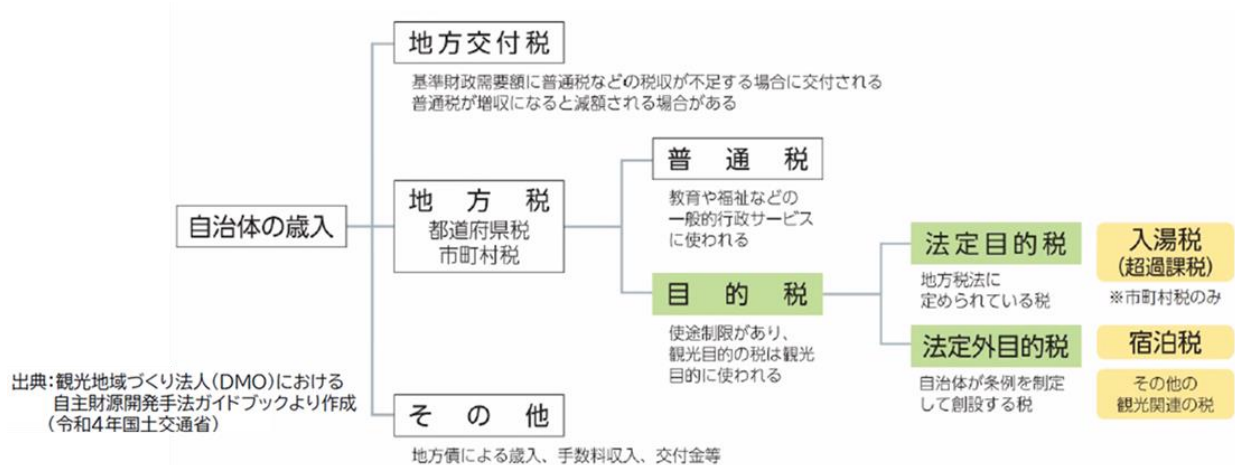
### (1) 観光財源の種類、比較・検討

検討委員会ではまず、鎌倉市の財政状況や特性等の現状を確認するとともに、観光財源となり得るものの種類、比較・検討を実施しました。

観光財源になり得る主なものとして、国土交通省の『自主財源開発手法ガイドブック』等を参考と、下記の①～⑤を検討すべき財源の候補として選定しました。

財源の種類	概要
①地方税	都道府県や市町村が住民に課税するもの（法定目的税、法定外普通税、法定外目的税 等）下図を参照
②受益者分担金・負担金	特定の受益者から徴収して特定の事業に使われる仕組みに基づいた制度
③協力金	訪問者から任意で支払いを求める制度
④使用料・手数料	行政財産、公共施設の使用、特定の者の提供する役務に対し、徴収するもの
⑤寄附金	ふるさと納税制度等の仕組みを利用し、観光振興を目的とした寄附金

また下図は、①地方税をさらに細分化したもので、区分により「法定目的税」や「法定外目的税」等に分類されることを示しています。



また下記の表は、先述の①から⑤について、具体例を紹介するものです。

## ■ 観光財源の具体的内容(一般的なもの)

財源の種類	具体的な内容や代表的な例
①地方税	<p><b>法定目的税・・・「入湯税」</b> 観光振興、環境衛生、消防施設の整備費等として、温泉や鉱泉を利用した際に入浴客に課される税 200～500円/1回程度 ※当市では導入済(令和8年10月課税開始)であり、150円/1回で年間500万の税収を見込む</p> <p><b>法定外普通税・・・「歴史と文化の環境税」福岡県太宰府市</b> 市内の有料駐車場を利用する観光客などに課され、得られた税収は歴史的文化遺産の保全や観光環境の整備に充てられる 50～500円/1回</p> <p><b>法定外目的税・・・「宿泊税」</b> 地域の観光振興や環境整備(ゴミ処理、景観保護など)を目的として、ホテル・旅館等への宿泊客に課される税 200円/1人1泊程度</p>
②受益者分担金・負担金	公共下水道や農業集落排水施設など、その設備を利用できる環境が整う恩恵を受ける対象者から、主に1回に限り徴収される制度
③協力金	<p><b>富士山保全協力金</b> 世界遺産・富士山の自然環境保全や登山者の安全対策費用として、5合目以上へ入山する登山者から募る任意の寄付制度 1,000円/1人 ※入山料に1本化され、R6で廃止</p>
④使用料・手数料	公民館、体育施設、駐車・駐輪場、公営住宅、文化・教育施設などの使用料許認可申請、ゴミ処理など特定の行政サービスの利用時に徴収される対価
⑤寄附金	<p><b>ふるさと寄附金</b> 応援・貢献したいと思う地方自治体へ寄附を行う制度 ※当市ではH27から導入済</p>

次に、下記の表では、過去に鎌倉市で検討に挙がっていた主なものを記載しています。

## ■ 観光財源の具体的内容 (過去に鎌倉市で検討に挙がっていた主なもの)

財源	内容
観光バス等への課金	<p>【地方税、受益者分担金・負担金として】 ・入域規制目的で行われている事例あり。 ・対象者の把握や徴収方法に課題があるが、日帰り観光客から取り得る手段となる。</p>
社寺等拝観料への課金	<p>【地方税、受益者分担金・負担金として】 ・京都市や鎌倉市で過去に検討したが、寺社仏閣との合意形成が非常に困難と考えられる</p>
ロードプライシング	<p>【地方税、受益者分担金・負担金として】 ・税の公平性、徴収方法等に課題あり。</p>
トイレの有料化	<p>【使用料、寄附金として】 千代田区では有料トイレがあり、また海外では一般的。 ・市で寄附実績(R6年度に約90万円)あり。回収可能額と導入コストを踏まえた検証や、使用率の変化等の実証が必要。</p>
ふるさと納税 GCF(ガバメントクラウドファンディング)	<p>【寄附金として】 ・R6 実績約6,658万円 ・R7 鎌高前にて約350万円</p>
入場料、入場税	<p>【地方税、協力金、使用料・手数料として】 例 廿日市市：宮島訪問税 富士山：通行料・入山料 ・当市は局所的に人気があり、有効に区分できる適切なエリアが設定できれば、徴収は可能。</p>

先頁のとおり、「観光財源」の中にも様々な区分のものが存在することから、それぞれの要素を比較しながら、優先順位について検討することとします。

## ■ 観光財源の各特性・比較

赤文字 プラスの要素  
青文字 マイナスの要素

財源の種類	安定性・継続性	受益と負担	規模等
① 地方税	・法令に基づき徴収が義務付けられ、 <b>安定的で継続的な確保が可能</b>	・受益者を広く設定し、負担を求めることが可能 ・関係者との合意形成が不可欠	・適正な税率設計や受益者の設定などにより規模の確保が可能 ・先事例のある制度を導入することで、制度等の構築コストを抑えられる可能性がある
② 受益者分担金・負担金	・税と似た仕組みで強制力がある ・特定の事業に係るため、安定的であるが、徴収頻度が少ないため継続的な確保が難しい	・受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要があるが、受益者の特定が困難	・特定の受益者からその事業の費用を徴収するため、規模は限定的 ・徴収するための設備や制度等の構築コストが生じる
③ 協力金	・任意の協力によるため、安定的で継続的な確保が難しい ・条例制定等の必要はなく、導入が比較的容易	・任意の協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要がない	・任意の協力によるため、規模の確保が想定できない ・徴収するための設備や制度等の構築コストが生じる
④ 使用料・手数料	・利用者や役務提供先がいれば、 <b>安定的、継続的な確保が可能</b>	・受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	・利用者や役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的 ・徴収するための設備や制度等の構築コストが生じる
⑤ 寄附金	・善意や協力に基づくため、安定的、継続的な確保が難しい	・善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない	・善意や協力によるため、規模の確保が想定できない ・クラウドファンディング等、コストが少なく実施することも可能

②受益者分担金・負担金～⑤寄附金については、財源徴収の内容やスキームを工夫すれば回避可能な要素はあるかもしれませんが、一般論としては各項目に記載のプラス、マイナスの側面があります。

②受益者分担金、負担金は「税と似た仕組みで強制力がある」一方で、「規模が限定的であり、徴収するための設備や制度等の構築コストが生じる」という側面があります。

③協力金は「任意の協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要がない」という面から、「受益者である観光客にも負担を」という市の方針には不相当と考えられます。

④使用料、手数料は「利用者や役務提供先がいれば、安定的、継続的な確保が可能」である一方、「該当する単一の設備利用者や役務提供先からの徴収に留まるため、規模は限定的であり、徴収するための設備や制度等の構築コストが生じる」という懸念点があります。

⑤寄附金は「クラウドファンディング等、コストが少なく実施することも可能」な一方で、「善意や協力によって成り立つため、その継続性や規模の確保が想定できない」というマイナスの側面があります。

ここまでの比較検討の中で、財源としての安定性や受益者へ負担を求めるという性質、また全国的な先事例の多さから判断するに、鎌倉市の観光財源を検討する優先順位として、①地方税に優位性があると考えます。

次に、地方税についてより明確にしていきます。

地方税の中で観光財源となり得る主なものとして、「法定目的税」、「法定外普通税」、「法定外目的税」の3つがあります。

## ■ 観光財源となる地方税の掘り下げ①

### ・ 法定目的税

事例としては入湯税が主流ですが、当市では同税を令和8年10月から課税開始をします。

### ・ 法定外普通税、法定外目的税

赤文字 プラスの要素  
青文字 マイナスの要素

種類	特性
<b>法定外普通税</b> 例：歴史と文化の環境税(駐車場利用料)や別荘等利用税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定的、継続的な確保が可能</li> <li>・ 目的税に比べ、受益と負担の関連性が低い</li> <li>・ 収納した税は一般財源に充当されるため、目的税に比べ、特定の事業への財政需要を満たすことが難しい</li> </ul>
<b>法定外目的税</b> 例：宿泊税、乗鞍環境保全税(駐車場への進入)、環境協力税等(村への入域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定的、継続的な確保が可能</li> <li>・ 受益と負担の関連性が明確である</li> <li>・ 必要な財政需要の規模に応じて、財源確保のための制度設計が可能となる</li> </ul>

「法定目的税」の主流である入湯税は、既に鎌倉市では導入が決定しており、導入決定直後の制度に対し、新たに税額を引き上げ超過課税とすることへの理解は得られないと考えられます。

続いて「法定外普通税」と「法定外目的税」を比較すると、「法定外普通税」は用途が観光目的に限定されないため、法定外目的税と比べて用途の明確性に課題があるため、鎌倉市において重要と考えている受益者負担になっておらず、また将来にわたって観光振興で活用されていくことも不明瞭となってしまいます。

一方で「法定外目的税」は、安定性、受益者負担、財源規模の想定という面で優れており「地方税の中でも、法定外目的税に優位性がある」と言えます。

また右図のとおり、総務省公表の資料によりますと、法定外目的税の中でも宿泊税の税収額が際立っております。

以上までの記述に加え、後述の「(3) 宿泊税の特性(特定目的への使用、真水の財源)」に記載した宿泊税の財源としての優位性や、「(1) 鎌倉市が宿泊税を導入する意義」に記載したその導入意義等から判断し、まずは観光財源として『宿泊税』を導入することが妥当と判断しました。

### 2 法定外目的税 (275億円(48件(\*1)))

[都道府県]		
産業廃棄物税等(*5)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	70
宿泊税	東京都、大阪府、福岡県	86
乗鞍環境保全税	岐阜県	0.04
計		157
[市区町村]		
遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
環境未来税	北九州市(福岡県)	11
使用済核燃料税	玄海町(佐賀県)	5
環境協力税等(*6)	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村(沖縄県)	0.3
開発事業等緑化負担税	箕面市(大阪府)	0.6
宿泊税	京都市(京都府)、金沢市(石川県)、倶知安町(北海道)、福岡市(福岡県)、北九州市(福岡県)、長崎市(長崎県)、ニセコ町(北海道)(*2)、常滑市(愛知県)(*2)、熱海市(静岡県)(*2)	102
	札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、北海道赤井川村、宮城県、仙台市、高山市、下呂市、松江市、広島県	(*7)
計		118

## (2) 宿泊税とは

宿泊税とは地方税の一種で、自治体が使途を決めることができる法定外目的税(地方税法に基づき、特定の費用に充てるため地方団体が独自に条例で定めることができる税目で、宿泊税や産業廃棄物税等があります。)であり、宿泊料金等に応じて課税されます。

一般的に、宿泊者に対して観光のための財源として地域の魅力を向上させることを使途に掲げるとともに、地域の観光振興や市民生活と観光との調和等に充てる財源として活用されるものです。

### (参考)先行事例における宿泊税の目的・使途

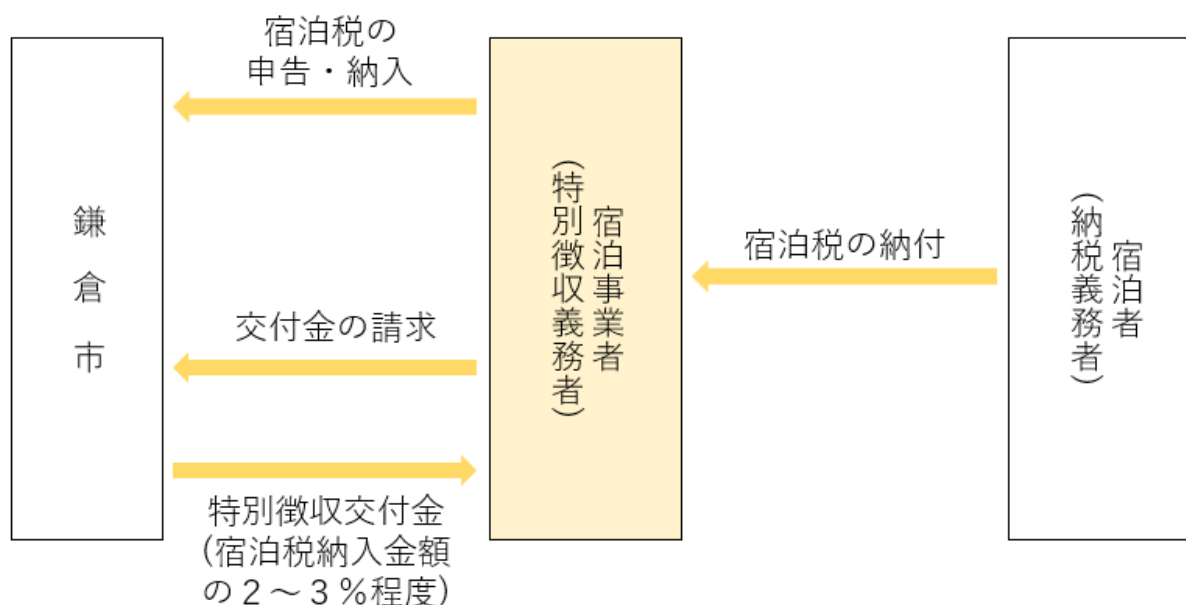
京都府	国際文化観光都市としての魅力を高め、 <b>観光の振興</b> を図る施策に要する費用
熱海市	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な <b>観光振興</b> を図る施策に要する費用に充てる
湯河原町	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な <b>観光振興</b> を図る施策に要する費用

総務省報道資料より抜粋

下記の図は、宿泊税という制度のスキーム図です。市内の宿泊事業者には、本来の納税義務者である宿泊客から宿泊税を預かり、自治体へ申告・納入する義務を負う立場として「特別徴収義務者」という役割を担っていただくことが一般的です。

また、この事務負担に対し、一般的には納入金額の2～3%程度を交付する「特別徴収交付金」という制度も同時に導入されることが、一般的になってきています。

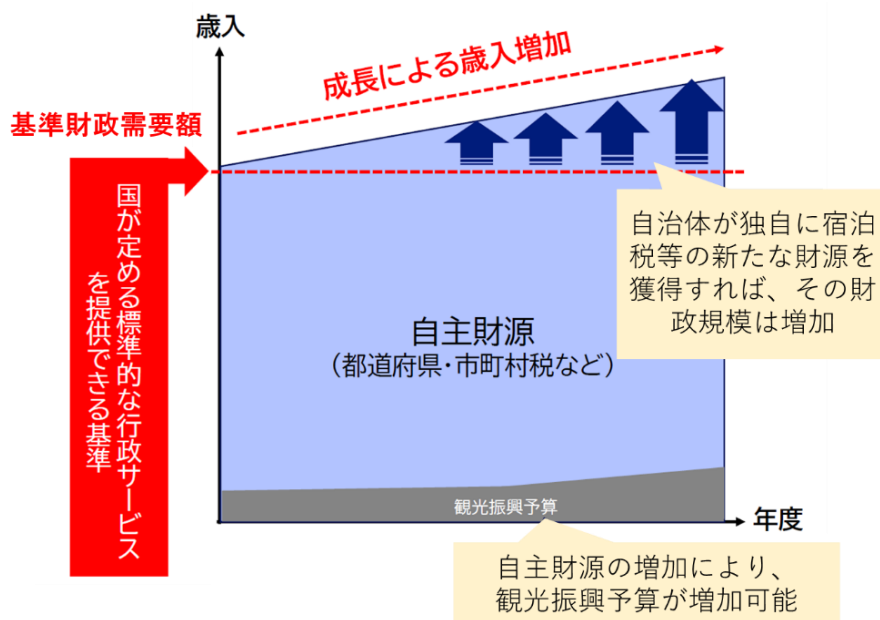
### ■ 宿泊税の課税・納入の一般例



### (3) 宿泊税の特性(特定目的への使用、真水の財源)

下図は、地方交付税交付金の不交付団体(鎌倉市は不交付団体)における観光振興予算を含めた財政規模を示しており、宿泊税のような新たな独自の財源を得ることで、これまで以上に観光振興のための予算を増やすことが可能です。

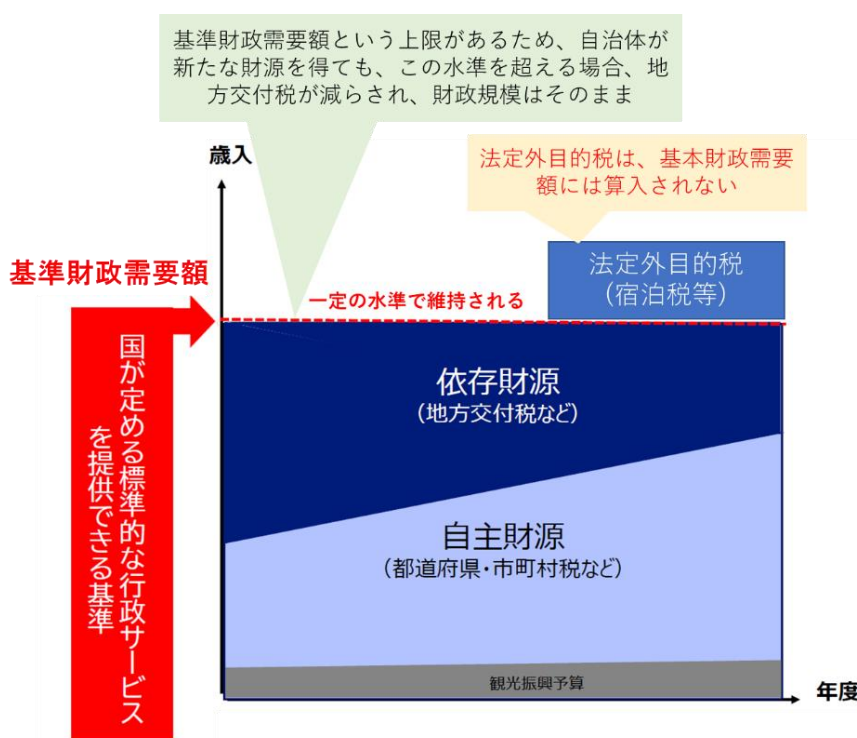
加えて、宿泊税は法定外目的税に区分されますが、法定外目的税は、徴収した税金を設定した特定の目的(例:観光振興)にのみ使用するという特性があり、宿泊税による税収は鎌倉市の観光振興のために使い続けられます。



次に下図は、地方交付税交付金の交付を受けている団体における観光振興予算を含めた財政規模を示しています。

基準財政需要額とは、地方自治体が標準的な行政サービスを行うために必要な、合理的かつ一定のルールに基づいて算定された「標準的な経費」のことであり、この上限を超えた場合、地方交付税交付金がこの水準まで減額されます。しかし法定外目的税である宿泊税は、この基準財政需要額には算入されないため「観光振興のための真水の財源」と言えます。

鎌倉市は現時点では不交付団体ですが、今後の少子高齢化等の影響により交付団体になったとしても、この真水の財源のメリットを受けることが可能です。



(4) 宿泊税が宿泊客数に与える影響

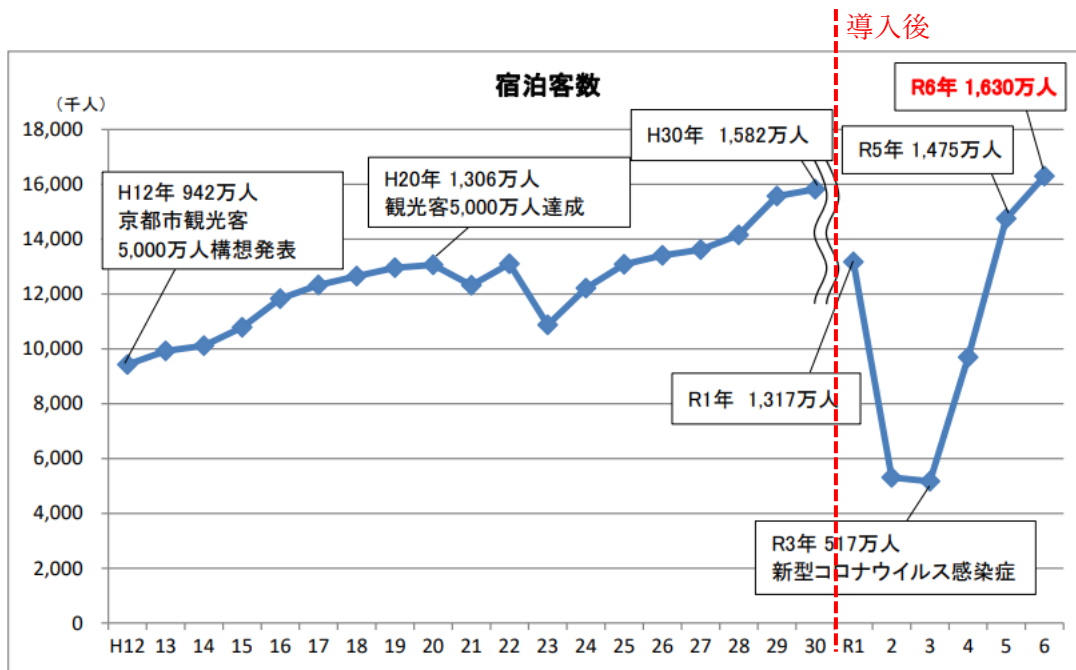
宿泊税を導入した際、不安視されるのが「その地域の宿泊客が減ってしまうのではないか」という点ですが、宿泊税導入から2～8年程度経過した先行事例の自治体の宿泊者データを参照したところ、以下のとおり宿泊税導入のみを理由とする明確な減少傾向は確認されておりません。

※令和2年(2020年)、令和3年(2021年)はコロナ禍の影響が強く、どの自治体も宿泊者数は大きく減少しています。

・京都市(平成30年・2018年10月から宿泊税を導入)

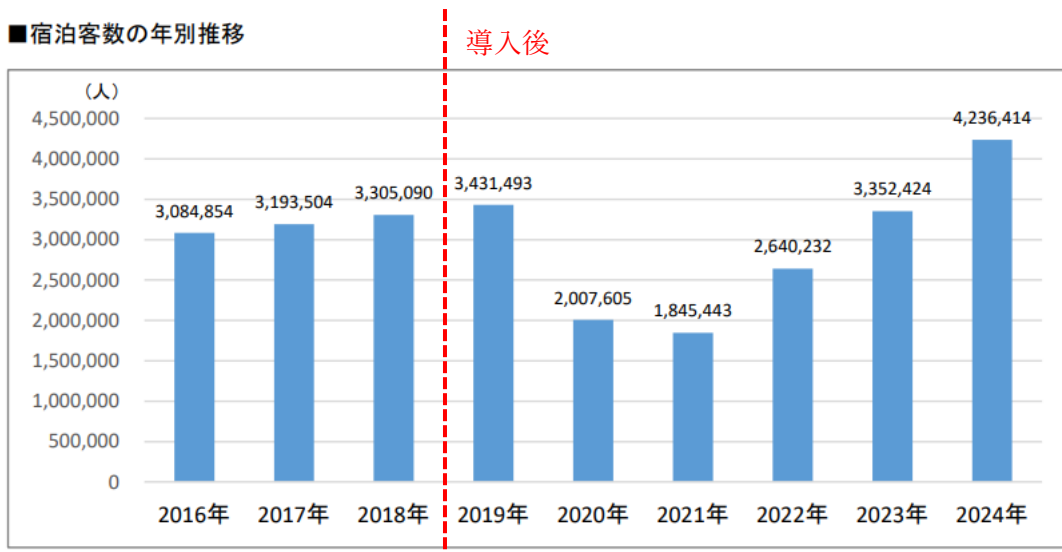
3 宿泊客数(実人数)

～年間宿泊客数(実人数)は1,630万人～

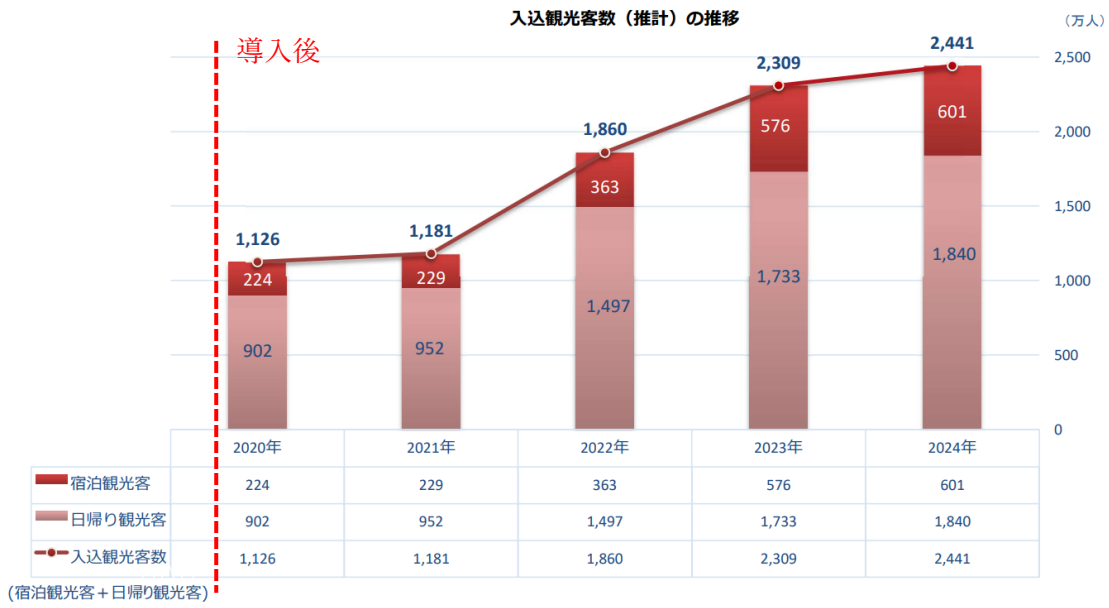


・金沢市(平成31年・2019年4月から宿泊税を導入)

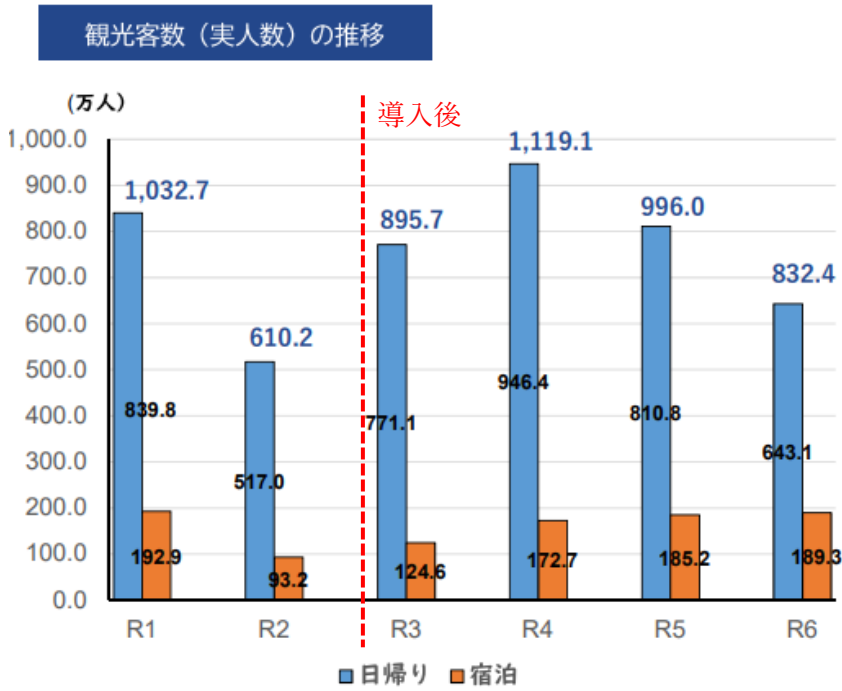
■ 宿泊客数の年別推移



- ・福岡市(令和2年・2020年4月から宿泊税を導入)

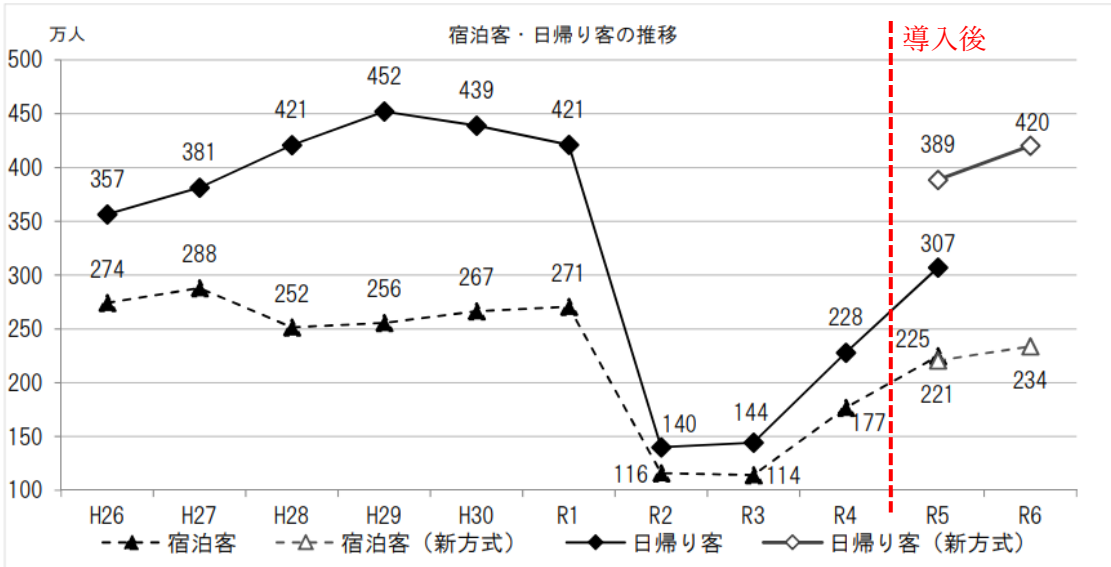


- ・北九州市(令和2年・2020年4月から宿泊税を導入)



・長崎市(令和5年・2023年4月から宿泊税を導入)

図4 宿泊客・日帰り客の推移



※ 参考値として、令和5年分について新方式で推計した数値をグラフ上にプロットしている。

※各市町ホームページより

#### (5) 宿泊者以外への応分負担について

本報告書でとりまとめたとおり、検討委員会における検討結果では、まずは観光財源の中でも宿泊税に優位性があることから、同税の導入を主軸とし検討を行いました。日帰り観光客等に対する応分負担(観光によって利益を受けることに対する負担)を求めていくことも重要であるため、以下の先行事例のような観光財源についても今後市において検討を深めて参ります。

#### ・公衆トイレの有料化(千代田区、京都市)

東京都千代田区の秋葉原駅東側交通広場には、千代田区が誰でも快適に利用できる「安全で明るく清潔なトイレ」の整備モデルとして、有料公衆トイレを建設しており、1人100円(障害者と小学生以下は無料)で使用が可能です。しかしながら、周囲には商業施設や店舗等の無料のトイレもあるため、利用者が少なく、課題もあるという情報があります。

また京都市では、平成16年(2004年)にJR二条駅前と阪急嵐山駅前に、平成19年(2007年)に清水寺境内、1回100円で利用可能な公衆トイレをそれぞれ1基設置していました。しかしながら、利用者数が少なく、維持管理が困難という理由で、平成24年(2012年)までの間に、3基すべてが撤去された経緯があります。

上記のように効果的な財源確保に繋がっていない事例もあるため、慎重な制度設計や場所の選定、事前の実証等を経ながら実現可能性を探っていく必要があります。

#### ・歴史と文化の環境税、駐車場利用税(太宰府市、美瑛町)

歴史と文化の環境税とは、市固有の歴史的文化的遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にや

さしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため、太宰府市内にある一時有料駐車場の利用者に一定の負担を求める法定外普通税として創設され、平成 15 年(2003 年)5 月から開始されています。

車両の種類(二輪車、乗用車、大型バス等)に応じ、駐車行為 1 回につき 50 円～500 円が課税され、太宰府市が公開するデータでは年間約 7,000～8,000 万円前後の財源規模となっています。

また直近では北海道の美瑛町でも、法定外普通税として、観光地である青い池の駐車場への駐車行為 1 回当たり、二輪車 200 円、乗用車(普通・小型・軽) 500 円、大型車 4,000 円の課税額を案として検討を進めていますが、町民の免除に関して総務省から疑義があったことから令和 8 年(2026 年)4 月の導入は見送られる方針ですが、今後鎌倉市でも参考とすべき事例のため、事例研究を進めてまいります。

#### ・別荘等所有税(熱海市)

熱海市では、昭和 40 年代の後半より自然環境や立地条件の良さから一戸建別荘やリゾートマンションの建設が相次ぎ、現在まで、10,000 戸余りが建設されており、生活関連施設(ごみ処理、し尿処理、上下水道の整備)や安心、安全のための消防はしご車、救急車の整備など行政需要が増大した経過があります。これらの経費の一部を応分に負担して頂くため、総務大臣の同意を得て昭和 51 年(1976 年)より法定外普通税として、別荘等所有税を課税しております。

課税額について、所有している別荘等の延べ床面積 1 平方メートルにつき 650 円の割合で課税がされます。納税義務者は、賦課期日(1 月 1 日)現在で、熱海市内に家屋を所有しており、かつ、熱海市に住民登録又は市県民税(法人の場合は、法人市民税)の申告の無い所有者などを対象としており、年間約 5 億円の収入規模となっています。

#### ・観光協力税(沖縄県 渡嘉敷村、伊是名村等)

環境協力税とは、沖縄県の離島が、観光客などから入域時に徴収する独自の地方税(法定外目的税)です。観光資源の保全、環境美化、施設整備の費用に充てるため、船や飛行機で島を訪れる旅行者に対し、1 回約 100 円程度を旅客船や航空運賃に上乗せして徴収する仕組みです。

離島という交通手段が限られた条件下で成立している税制度ではありますが、鎌倉市においても混雑の著しい特定エリア等での導入可能性を継続して探っていく必要があります。

## 5 宿泊税に関する検討

### (1) 鎌倉市が宿泊税を導入する意義

当市において宿泊税を導入する意義は、大きくは以下に記載の点と考えます。

・ 日帰り客が多い鎌倉市だからこそ、**朝夜観光や宿泊を伴う滞在型観光の推進**といった**観光振興等を目的とした財源を確保し、活用したい。**

・ 観光における受益者である観光客へ負担を求めるにあたり「**宿泊**」という行為が、**最も明確かつ簡便に課税対象を捉えられる。**

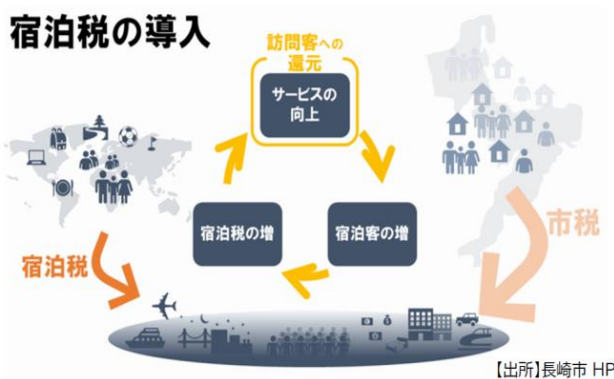
※飲食、物品の購買、入域、駐車場利用、公共交通機関の利用等の消費行動は、観光客ではない市民等も行うケースが多数あるため、課税対象とすべき行為としては公平性に欠ける

※社寺の拝観料は、宗教上の『寄付』の性質があるとして、現時点では非課税  
⇒実現には国も含めた規模での検討が必要であり、導入までの検討に時間を要する

・ 導入自治体が急速に拡大しており、情報が既に多く蓄積されており、他の観光財源の確保手法に比べ、ノウハウが確立されている。  
⇒**国内の他の観光都市において、宿泊税を活用した観光振興が進んでいく中、競争力で劣らないためにも、先駆的に導入が必要**

・ 他の課税対象行為や財源の確保手法と比べ、財源額を試算するための数字の把握が容易であり、財源規模の予測が立てやすい。  
⇒**観光財源として、将来的な活用計画が立案しやすく、用途が設計しやすい。**

・ 得た財源を活用し、宿泊を伴う滞在型観光を支援していくことで、**「税収増」、「サービスの向上」にも繋がり、好循環を生み出せる。**



市が毎年実施する調査における市内の宿泊者数は、コロナ禍の時期を除けば、ここ10年以上、30万人を超える一定規模で推移しており、かつ近年では増加傾向にあります。

宿泊税以外に観光財源となり得るものについても継続して検討を行いますが、現時点においては、宿泊税を導入することの優先順位が最も高いと判断します。

指標名	平成26年	平成27年	平成28年 (第3期計画初年)	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宿泊客数	33.9万人	34.4万人	33.6万人	32.1万人	30.6万人	31.9万人	25万人	27.1万人	34.4万人	42.1万人	50.4万人
宿泊客数比率 (宿泊客数/実観光客数)	2.73%	2.98%	2.98%	3.22%	3.05%	3.13%	7.34%	8.71%	5.48%	6.50%	6.34%

(2) 市内宿泊事業者向けアンケートの結果

宿泊税等観光財源に関する検討にあたり、以下の概要にて「宿泊税導入の検討に向けたアンケート調査」を実施しました。今後も継続的に、市内宿泊事業者の意見把握に努めます。

実施期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期間 令和7年(2025年)12月22日～令和8年(2026年)1月14日</li> <li>・第2期間 令和8年(2026年)3月2日～令和8年(2026年)3月15日</li> </ul> <p>※後述する市内宿泊事業者向け勉強会の後に追加での調査を実施</p>
通知送付先	<p>市内宿泊事業者 377件 ※調査時点</p> <p>※神奈川県の公表する 『旅館業法に基づく許可施設一覧』及び 『住宅宿泊事業施設一覧』より</p> <p>①旅館業法許可施設数 215施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館・ホテル：48施設</li> <li>・簡易宿所：167施設</li> </ul> <p>②住宅宿泊事業施設(民泊) 162施設</p>
主な設問項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設の年間総宿泊人数(延べ宿泊数)や宿泊料金について</li> <li>・宿泊税の導入や税額・税率ごとの影響について</li> <li>・宿泊税の用途について</li> <li>・宿泊税導入等の負担に対し、あればいいと感じる市の支援制度について</li> </ul> <p>(全22問)</p>
回答率	約12.2% (46件 / 377件)
回答結果	巻末資料2「アンケート調査結果」のとおり

### (3) 市内宿泊事業者向け勉強会の実施

令和8年(2026年)2月10日に実施した第1回検討委員会の場において、「宿泊税を導入した場合、特別徴収義務者を担っていただく市内の宿泊事業者との合意形成や情報提供の重要性」に関するご意見を多くいただいたことを踏まえ、以下のとおり「宿泊税等の観光財源に関する事業者向け勉強会」を実施しました。

日時	令和8年(2026年)3月2日(月)13時~15時
場所	鎌倉商工会議所(鎌倉市御成町17-29) 3階301会議室
開催内容	<input type="checkbox"/> 宿泊税等の観光財源について 講師：株式会社JTB総合研究所 フェロー 山下真輝氏(検討委員会副委員長) <input type="checkbox"/> 鎌倉市の考える観光財源について 説明者：鎌倉市観光課 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業者等向け研修会 説明者：鎌倉保健福祉事務所環境衛生課・鎌倉市地域共生課
開催方法	会場又はオンライン会議
参加人数	参加者：47名(会場12名、オンライン35名)
質疑応答	巻末資料3「事業者向け勉強会 質疑応答集」のとおりに

### (4) 先行自治体の導入状況

以降に記述する鎌倉市における課税要件、補助制度、用途等の参考として、本報告書の作成時点(令和8年(2026年)4月下旬)で宿泊税を導入済みの自治体の制度概要を掲載します。

巻末資料4「先行自治体の導入状況一覧」を参照ください。

(5) 鎌倉市における宿泊税の主な課税要件(結論)

宿泊税には、以下に記載の①～⑨及び罰則規定の主な課税要件があり、鎌倉市に最も適していると結論付けた各要件は以下のとおりです。

なお、次頁「(6) 宿泊税の主な課税要件の検討」から、各要件の検討経過を説明します。

項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
①課税客体	税金がかかる物や行為	鎌倉市に所在する宿泊施設への宿泊行為
②課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値	宿泊施設への宿泊数
③納税義務者	租税を納める義務を課せられる者	宿泊施設への宿泊者
④徴収方法	「特別徴収：宿泊施設が宿泊者から宿泊税を徴収し納入」又は「普通徴収：市が納税義務者から直接租税を徴収」	宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体へ納入する「特別徴収」
⑤申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入 ※特例有
⑥免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度 ※例：一定の宿泊料金の額未满是課税しない等	設けない
⑦課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる ※例：一定の年齢未满是課税対象としない等	設けない ※ただし、災害等特別の事情がある場合における減免については別途検討する
⑧課税期間	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う	施行後3年、その後は5年ごとに見直す
⑨税額・税率	税金の額(一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる)	1人1泊300円 (一律定額制)
(その他の課税要件) 罰則規定	特別徴収義務者が、税金の申告や納入を怠ったり、帳簿の記載を拒否・隠蔽したりした場合に科される刑事罰や過料	・帳簿の記載義務違反等に該当する場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 ・申告すべき納税管理人の不申告の場合、10万円以下の過料

(6) 宿泊税の主な課税要件の検討

①～⑤の課税要件については、先行事例において差別化されていないため、検討委員会では、先行事例の内容を確認するとともに、その内容を踏襲することとしました。

●①課税客体、②課税標準、③納税義務者について

検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
①課税客体	税金がかかる物や行為	鎌倉市に所在する宿泊施設への宿泊行為
②課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値	宿泊施設への宿泊数
③納税義務者	租税を納める義務を課せられる者	宿泊施設への宿泊者

【検討委員会における結論】

①課税客体、②課税標準、③納税義務者の課税要件において、鎌倉市では特別に加味すべき事情があるという議論は無かったことから、先行事例を踏襲し、①課税客体は「市内の宿泊施設※への宿泊行為」、②課税標準は「宿泊施設への宿泊数」、③納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」とします。

※先行事例において、特別な事情が無い場合、「旅館業法の許可を受けたホテル・旅館・簡易宿泊所」、「住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設」を、宿泊税の対象となる「宿泊施設」と設定しています。

●④徴収方法について

検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
④徴収方法	「特別徴収：宿泊施設が宿泊者から宿泊税を徴収し納入」又は「普通徴収：市が納税義務者から直接租税を徴収」	特別徴収

【検討委員会における結論】

④徴収方法について、自治体が宿泊者から宿泊税を直接徴収することは、実務上困難であり、全ての先行事例において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体へ納入する「特別徴収」としていることを加味し、「特別徴収」とします。

●⑤申告期限について

検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
⑤申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの	毎月末日までに前月の初日から末日までの間 の分を申告納入 ※特 例有

【検討委員会における結論】

⑤申告期限について、全ての先行事例において「毎月末日までに前月分を申告納入する方式」を採用しており、鎌倉市においても同様の内容とします。

また、特別徴収義務者の事務負担を軽減するための特例として、一定の要件※に該当し承認を受けた場合には、年4回の申告納入としている事例もあり、本市においても特例の実施を前提に検討します。

【※先行事例における要件の例】

- ・過去12か月の宿泊税の年税額が一定以下である
- ・過少申告加算金等の決定を受けておらず、適正な申告が行われている
- ・市税の徴収金を滞納していない
- ・1年以上前から宿泊施設の経営を開始している
- ・財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められる など

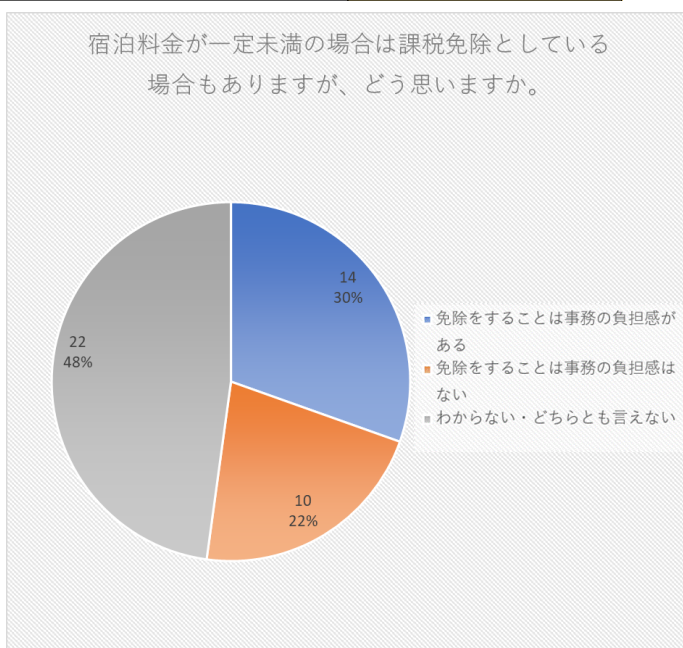
●⑥免税点について

検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
⑥免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度。 ※例：一定の宿泊料金の額未满是課税しない等	設けない

⑥免税点とは、「一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度」であり、具体的には「宿泊料金が5,000円未満の場合は、課税をしない」といったものです。

【アンケートの結果】

右図の事業者アンケートの回答では、「免除は事務負担がある」が30%、「どちらともいえない」が48%を占めており、「免税点を設けるべき」という判断要素は希薄でした。



【検討委員会で頂いたご意見】

- ・低廉な宿泊価格であれば免除してほしいというお気持ちはわかりますが、今は全国的に見ても宿泊金額が少しずつ高額になってきています。それは人件費や物価高騰等の要因もあるので、価格を上げざるを得ないという状況と理解しています。そういった状況の中で、市内には様々な価格帯、規模の宿泊施設があります。そうするとやはり一定の宿泊料金以下は免除というのは、不公平感を逆に感じてしまうため、免税点は設けない方が、公平性という点で優れていると思います。
- ・宿泊税を活用した観光振興は、仕組み上全ての宿泊事業者が享受できるものが多いため、公平のためにも免税点は設けないが適していると感じます。

【検討委員会における結論】

宿泊事業者の事務負担の軽減の視点に加え、検討委員会でも上記の公平性に関するご意見を頂いたことから「免税点は設けない」とします。

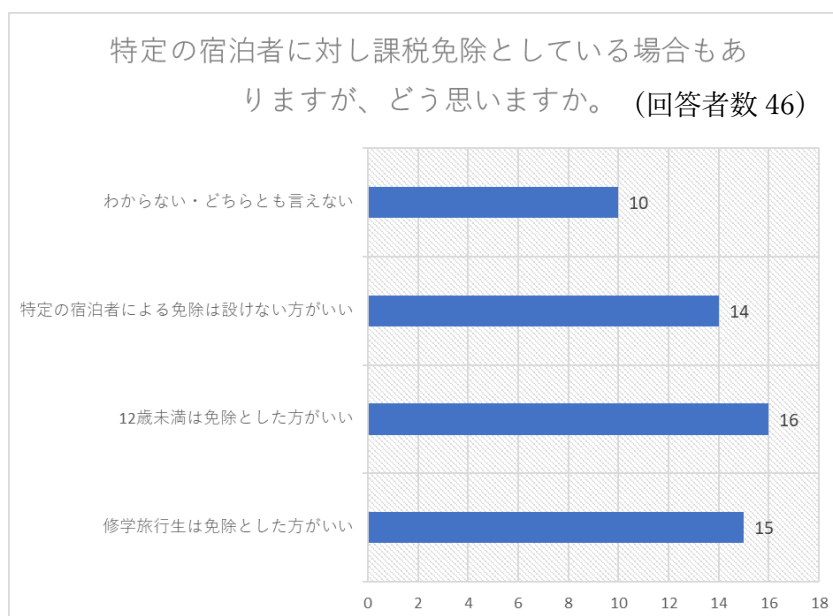
●⑦課税免除について

項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
⑦課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる※例：一定の年齢未満は課税対象としない等	設けない ※ただし、災害等特別の事情がある場合における減免については別途検討する

⑦課税免除とは、一定の年齢未満のお子様や、修学旅行生など、その方の属性に応じて課税を免除するものです。

【アンケートの結果】

事業者アンケートの結果では、お客様目線の考え方から、修学旅行生や12歳未満等は免除とした方がいいのではというご意見も多くありました。



**【検討委員会で頂いたご意見】**

・コロナ禍の時期に、接種証明書の確認等に結構手間がかかった記憶があります。そこからすると、課税免除は証明書や学生証の提示等、確認作業に手間を感じます。

**【意見交換会等の場で頂いたご意見】**

後述の「(9)課税要件に関する意見交換会の実施において」で記載する意見交換会等の場において、市内の複数の事業者から、以下の趣旨のご意見を頂きました。

・お客様目線で言えば、課税免除としたい属性の方はいますが、民泊などフロントの無い宿泊事業者等も多数おり、現地での免除対象の証明書類の確認が困難なケース等を想像した際に、設けない方がいいのではないかと感じます。

**【検討委員会における結論】**

事務負担を懸念するご意見を多数頂いたことを加味し、「原則として課税免除は設けませんが、災害等特別の事情がある場合における減免については、別途検討する」とします。

●⑧課税期間について

検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
⑧課税期間	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う	施行後3年、その後は5年ごとに見直す

⑧課税期間は、宿泊税の制度内容や税に関する条例や制度の見直しを行う期間を定めるものです。なお、自治税務局長の通知に基づき、全ての先行事例において、条例施行後も制度内容の見直しを行うこととしています。

**【意見交換会等の場で頂いたご意見】**

・各課税要件等に関するこれまでの検討の経過や市の考え方は理解したが、実際に徴収に関わる事務をしてみないとイメージが湧かない部分が多く、制度を運用しながら適宜見直せるようにしていただきたい。

**【検討委員会における結論】**

社会情勢など観光を取り巻く急速な環境の変化に対応するため、宿泊税の導入後も税額等の見直しを行っている自治体もあり、主流となっている「施行後3年、その後は5年ごとに見直す」とします。

●⑨税額・税率について

検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
⑨税額・税率	税金の額 一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる	1人1泊300円 (一律定額制)

⑨税額・税率は、税金の額を求めるものであり、一律定額制、段階的定額制、定率制の3つが考えられます。

【各税額・税率について】

事業者アンケート46件の回答に、別途市で過去に実施した調査における25件の結果を加え、市内の合計71宿泊施設分の回答から基礎データを算出した上で、税収を試算した内容を交えながら、各税額・税率について詳しく記載します。

○一律定額制

一律定額制とは、1人1泊300円のように、宿泊料金にかかわらず一定額により税額を算出するものです。

下表は、課税額の範囲を300円～1,000円とし、税収を試算した結果です。

一律定額制			
税額	宿泊者数	税収見込(年)	
300	530,908	159,272,400	⇒約1.59億
400	530,908	212,363,200	⇒約2.12億
500	530,908	265,454,000	⇒約2.65億
600	530,908	318,544,800	⇒約3.19億
1000	530,908	530,908,000	⇒約5.31億

一律定額制は、課税額が一律であるため、食事代やサービス料等を除いた細かな宿泊料金※の算出が不要なことから、税額の算定が容易というメリットがある一方、負担額が一定のため、観光客(受益者)の応分負担の面で劣るといふ点や、物価変動に対応できないというデメリットがあります。

※宿泊税における「宿泊料金」とは、宿泊の対価として支払うべき金額のことで、宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額とされています。宿泊料金には、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が含まれます。

○段階的定額制

段階的定額制とは、宿泊料金20,000円以上の場合は1人1泊で宿泊税が500円、宿泊料金20,000円未満の場合では1人1泊の宿泊税が300円といったように、宿泊料金に応じて、段階的に宿泊税の金額を算出するものです。

次頁の表は、宿泊料金が2万円未満の場合の課税額を200円から500円、宿泊料金が2万円以上の場合の課税額を500円または1,000円と設定した場合の、税収の試算結果です。

段階的定額制							
2万円未満 の税額	2万円以上 の税額	2万円未満 の宿泊者	2万円以上 の宿泊者	税額200円の 総額	税額500円の 総額	税込見込(年)	
200	500	241,148	289,760	48,229,600	144,880,000	193,109,600	⇒約1.93億
300	500	241,148	289,760	72,344,400	144,880,000	217,224,400	⇒約2.17億
500	1000	241,148	289,760	120,574,000	289,760,000	410,334,000	⇒約4.1億

段階的定額制は、宿泊料金に大幅なインフレが生じた場合、税収は一定程度増加するため、経済状況に一定程度適応できるという点や、一定額以上の宿泊料金に合わせて、税額が増加するため、高額な価格帯の料金の宿泊者に相応の負担を求められるというメリットがある一方、一律定額制よりは事務の負担があり、また定率制よりは応分負担では劣るというデメリットがあります。

### ○定率制

定率制とは、1泊の宿泊料金に対し、例えば3%のように、一定の率を乗じて宿泊税の金額を算出するものです。

下表は、宿泊施設71件分の宿泊料金及び年間の宿泊者数から「年額の総宿泊料金」を算出し、それぞれ3～5%の税率をかけ、税収を試算した結果です。

定率制			
税額(%)	宿泊料金	税込見込(年)	
3	13,520,529,297	405,615,879	⇒約4.06億
4	13,520,529,297	540,821,172	⇒約5.51億
5	13,520,529,297	676,026,465	⇒約6.76億

定率制は、宿泊料金に対応し、公平な税額設定(負担)となるという点や、宿泊料金に大幅なインフレが生じた場合、税収は大きく増加するため、経済状況に適応できるというメリットがある一方、課税額が一律でないため、宿泊料金を算出した上で、個別の課税額の算出が必要であることから、事務負担が大きいというデメリットがあります。

### 【検討委員会で頂いたご意見】

- ・一律定額制は事務負担が軽いという点では確かに優位ですが、他と比べ公平な制度ではありません。各税額・税率のメリットやデメリットをしっかりと提供し、市内の宿泊事業者からもご意見を頂いた上で、今後の検討を進めてください。
- ・鎌倉旅館組合に加盟の15者のうち、8者から回答を得ました。宿泊税の課税額については「定額制で、200円から400円程度が徴収しやすい」との意見が目立っています。
- ・宿泊事業者の負担の視点も重要ですが、実際に税を納めるのは泊まる方です。その宿泊者がどう感じているかという点も、考慮していくべきです。

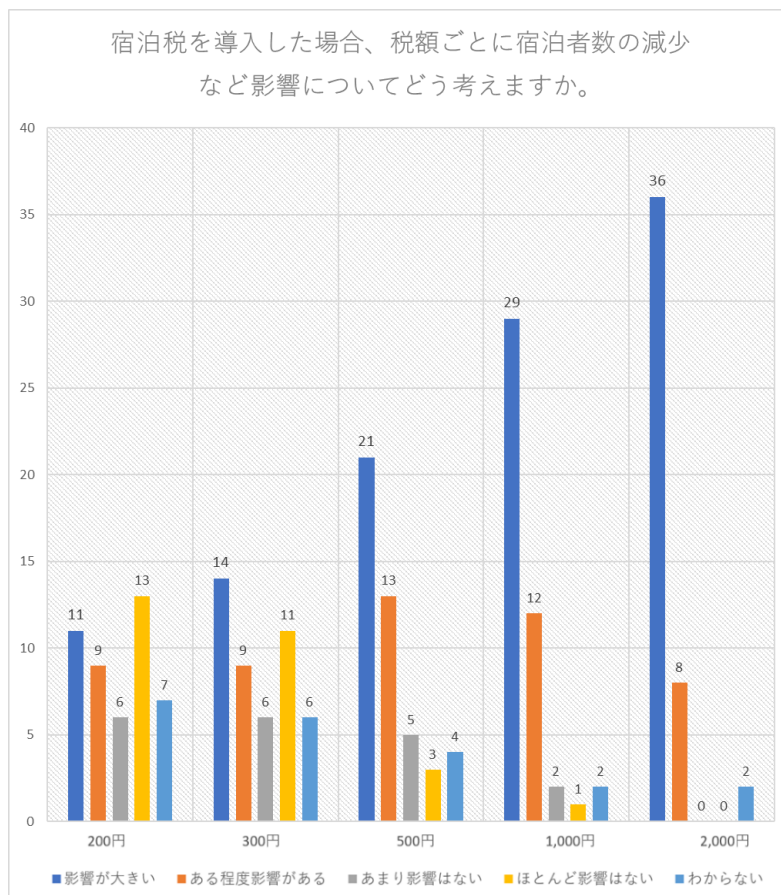
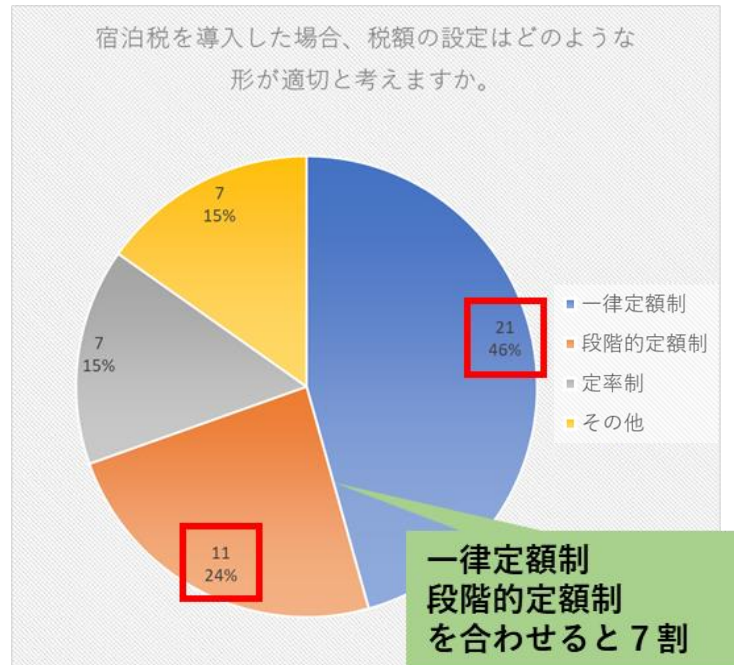
【意見交換会等の場で頂いたご意見】

・定率制や段階的定額制は、宿泊料金に応じて課税額が変わるという面では公平性があると思いますが、かなりの事務負担があると感じます。また、複雑な定率制や段階的定額制だと現場で計算ミスが増えることが懸念され、さらには申告漏れや徴収漏れ等のリスクも感じます。

【アンケートの結果】

市内の事業者アンケートの結果では、右図のとおり、税額・税率については、一律又は段階的定額制を望む声が多く寄せられていました。

次に税額・税率については、下図のとおり、500円を超えた時点から、回答者46名に対し、「影響が大きい」と「ある程度の影響がある」の回答の合算が34名と過半数であることから、強い抵抗感があることが見て取れます。



### 【課税額に関する検討】

課税額を検討するにあたり、仮に一律定額制を採用した場合、1人1泊100円とした場合の税収見込は約0.53億円、1人1泊200円とした場合の市の税収見込は約1.06億円(上記の各税額・税率で試算した税収見込を参照)です。

後述の「(7) 宿泊税の導入に伴い実施する補助制度」で詳細を記載する宿泊税の導入に伴うレジやホテル管理システムの改修補助の約0.95億円、特別徴収義務者徴収事務の負担に対する交付金の約600万円を合算し、導入の初年度には約1億円の歳出があることが想定されることから考えると、1人1泊100円や200円の課税額では、本来の目的である新たな観光振興等のための施策に活用する財源規模にはなり得ません。

以上のことから、観光振興事業の推進の観点から考えると少なくとも課税額は300円以上の規模を前提とすることが望ましいと考えられますが、市内の事業者アンケートからもわかるように、あまりに高額な課税額の設定は市内の宿泊事業者の宿泊料金を押し上げることに繋がり、また鎌倉市を宿泊先を選ぶと考える観光客の意識にもマイナスの影響をもたらすことが予想されます。

そのため、上記の市内事業者のアンケート結果に加え、委員から頂いた「実際に税を納めるのは泊まる方であり、その宿泊者がどう感じているかという点も、加味していくべき」というご意見も踏まえ、近隣市を中心に先行事例における課税額に対する意識調査の結果を参考としながら、適切な課税額を検討することとします。

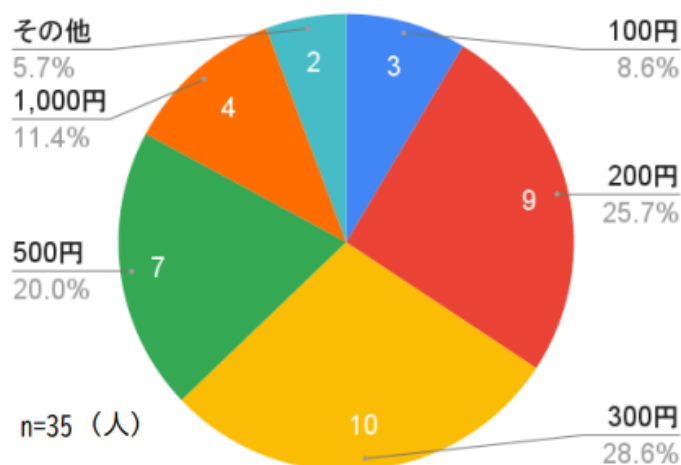
#### ・湯河原町における意識調査

対象者：町内宿泊施設に宿泊した方

実施期間：令和6年(2024年)12月11日～令和7年(2025年)1月6日

回答者数：35件

湯河原町の意識調査では「宿泊税について、支払っても良いと思う金額の上限を教えてください」という設問に対し、課税額300円が上限額の最多となり、次いで200円という結果でした。



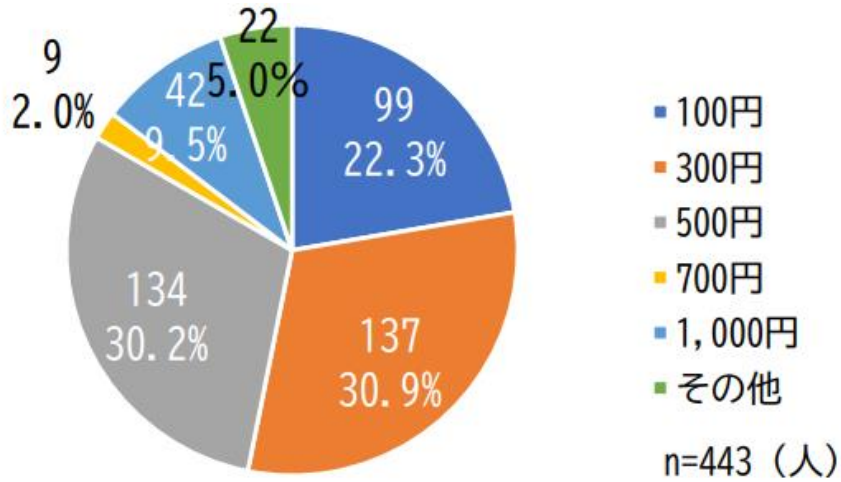
・箱根町における意識調査

対象者：箱根町に來訪する観光客

実施期間：対面聞き取り調査（令和7年(2025年)12月6日、12月10日）

回答者数：443件

箱根町の意識調査では「支払っても良いと思える1泊あたりの宿泊税の上限額を教えてください」という設問に対し、課税額が300円、500円の順に多く、それぞれが約3割という結果でした。



・浦安市における意識調査

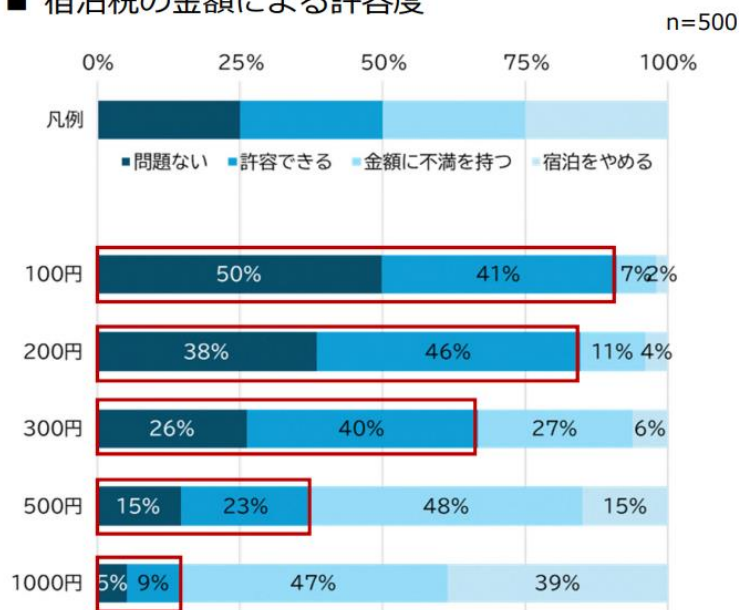
対象者：過去3年以内に浦安市の宿泊施設に宿泊をしたことがある人

実施期間：令和6年(2024年)7月16日～同年7月26日

回答者数：500件

浦安市の意識調査では、宿泊税の金額による許容に対する意見は、300円を境に許容度に差が生じる(抵抗感が強まる)という結果が出ています。

■ 宿泊税の金額による許容度



・富士河口湖町における意識調査

対象者：調査対象施設への来訪者

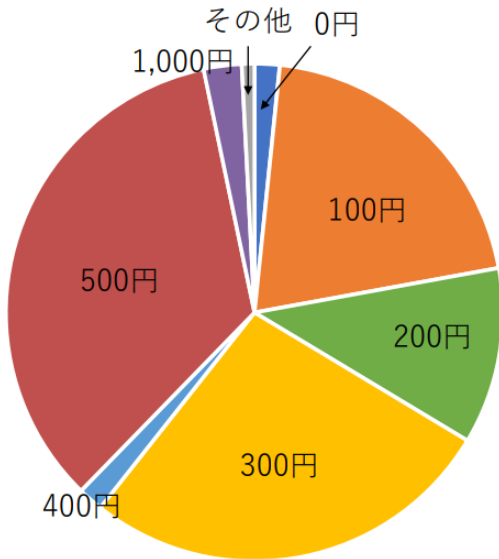
実施期間：対面聞き取り調査（令和7年(2025年)11月8日、11月9日）

回答者数：国内旅行者 147 件，国外旅行者 173 件

富士河口湖町の意識調査では、宿泊税の金額による許容税額は、国外旅行者も国内旅行者も 500 円が一番多い回答であり、次点は 300 円という結果が出ています。

## ■ 許容税額

### 国内旅行者

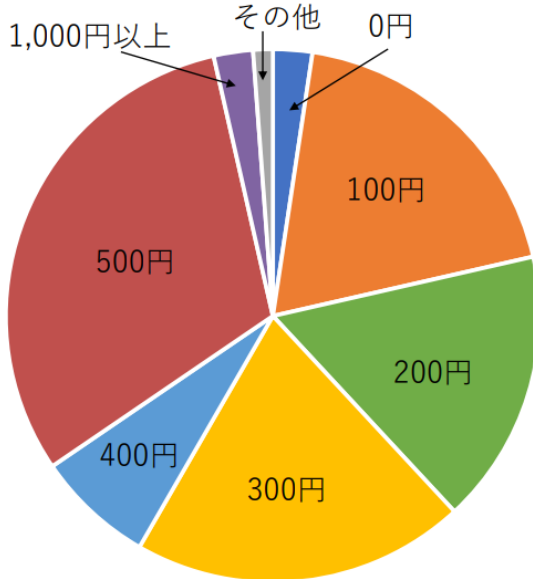


許容税額	n	%
0円	2	1.6%
100円	25	20.5%
200円	14	11.5%
300円	33	27.0%
400円	2	1.6%
500円	42	34.4%
1000円以上	3	2.5%
その他	1	0.8%
総計	122	100.0%

(n=122)

## ■ 許容税額

### 国外旅行者



許容税額	n	%
0円	2	2.4%
100円	16	19.0%
200円	14	16.7%
300円	17	20.2%
400円	6	7.1%
500円	26	31.0%
1000円以上	2	2.4%
その他	1	1.2%
総計	84	100.0%

(n=84)

上記の他の自治体の意識調査結果では、300円、500円が課税額の回答におけるボリュームゾーンであることが見て取れました。

ここで、鎌倉市を取り巻く状況を分析すると、宿泊税を導入・検討している近隣市として、湯河原町の課税額は「宿泊料金が5万円未満は1人1泊300円、宿泊料金が5万円以上は1人1泊500円」としており、熱海市は「1人1泊につき200円」、箱根町は「1人1泊につき350円(案)」としています。このような条件下で、他の自治体より割高な1人1泊500円を課税額として採用することは、宿泊を考えている方の他自治体への流出を招くことにも繋がりがねないため、宿泊税等の観光財源の導入目的の一つである「滞在型観光の促進」と逆行する結果を招くことが懸念されます。

#### 【検討委員会における結論】

これまでの様々な判断要素がある中、鎌倉市では以下の点を重要視し、税額・税率を「1人1泊300円の一律定額制」とします。

#### 【主な判断要素】

- ・鎌倉旅館組合で実施いただいたアンケート調査において、宿泊税の課税額については「定額制で、200円から400円程度が徴収しやすい」というご意見をいただいている。
- ・市内事業者アンケートでも、課税額について500円を超えた時点から、回答者46名に対し、「影響が大きい」と「ある程度の影響がある」の回答の合算が34名と過半数であり、強い抵抗感が見受けられた。
- ・市内宿泊事業者との意見交換会等の場で「定率制や段階的定額制は、宿泊料金に応じて課税額が変わるという面では公平性があると思いますが、かなりの事務負担があると感じます。また、複雑な定率制や段階的定額制だと現場で計算ミスが増えることが懸念され、さらには申告漏れや徴収漏れ等のリスクも感じます。」というご意見を多数いただいている。
- ・1人1泊100円や200円の課税額では、導入初年度に実施する宿泊税の導入に伴うレジやホテル管理システムの改修補助、特別徴収義務者徴収事務の負担に対する交付金を実施できる程度の財源規模に留まり、新たな観光振興等のための施策を行う財源規模とまらない。
- ・先行事例における課税額に対する意識調査の回答で「支払っても良いと思える1泊あたりの宿泊税の上限額」として、300円という回答が最も多い事例が複数ある。
- ・宿泊税を導入・検討している近隣市である湯河原町、熱海市、箱根町の課税額を考慮すると、それらの自治体より割高な1人1泊、一律500円を課税額として採用することは、宿泊を考えている方の他自治体への流出を招くことにも繋がりがねないため、宿泊税等の観光財源の導入目的の一つである「滞在型観光の促進」と逆行する結果を招くことが強く懸念される。

## ●罰則規定について

①～⑨以外の課税要件として、罰則規定があります。

宿泊税は法定外目的税であるため、地方税法等に対する罰則が適用されます。実例としては、特別徴収義務者の申告がなされない場合に、市が税務調査をして税額を決定します。その調査を拒否した場合には、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処される規定が適用となります。

### 【検討委員会における結論】

地方税法等の規定を踏まえ「帳簿の記載義務違反等に該当する場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金」、「申告すべき納税管理人の不申告の場合、10万円以下の過料」を条例や規則に盛り込むこととします。

## (7) 宿泊税の導入に伴い実施する補助制度

宿泊税の導入に際し、特別徴収義務者である宿泊事業者に対する補助制度である「宿泊税の導入に伴うシステム改修への補助」と「徴収事務の負担に対する交付金」は、近年宿泊税を導入した自治体では必ずセットで実施されていることから、鎌倉市においても、実施を前提とします。

宿泊税の導入に伴うシステム改修への補助とは、宿泊税の導入に伴うレジやホテル管理システムの改修費用に対し、補助金を交付するものです。

徴収事務の負担に対する交付金とは、徴収業務を市に代わって担う宿泊事業者に対し、税収の数%（全国的には2～3%が一般的）を事務経費として交付するものです。

この両補助制度の補助率や交付率については、今後市で実施予定のパブリックコメント(市民意見公募)において、市民のご意見を頂戴しながら確定していくことが望ましいと考えます。

### 【参考：補助制度における歳出規模の概算額】

- ・宿泊税の導入に伴うレジやホテル管理システムの改修費用に対する補助金

先行事例において域内の宿泊事業者の4割ほどが、このシステムの改修費用に対する補助金を活用したという情報を聞き取っていることから、仮に市内の半数の宿泊事業者に対し、50万の補助を行った場合、約0.95億の歳出規模となります。

試算内容：500,000円×189施設＝94,500,000円(約0.95億)

- ・徴収業務を担う宿泊事業者に対し、税収の数%を事務経費として交付

先行事例では交付率2～3%が一般的であることから、税収が年2億、3%と仮定した場合、約600万円の歳出規模となります。

試算内容：200,000,000円×3%＝6,000,000円

(8) 鎌倉市における宿泊税の使途(使い道)の検討

鎌倉市での宿泊税における「税収の使途(総務省協議で明記するその自治体における使途の理念)」については、検討委員会の場において「日帰り観光客も原因となっているオーバーツーリズム対策にのみ宿泊税を活用するのは、構造として誤っている」や「今後の重要な方針となる宿泊税の税収の使途には滞在促進や宿泊支援にドライブをかけるといった趣旨を明確に記載した方がいい」というご助言を頂いたこともあり、以下の内容をパブリックコメント(市民意見公募)で示し、ご意見を頂くこととします。

鎌倉市での宿泊税における「税収の使途」

**国内外から多数の観光客が訪れ、交流する鎌倉市の観光資源の魅力維持・向上を図るとともに、宿泊を伴う滞在型観光の促進、観光と市民生活の調和及び持続的な観光振興のための施策に要する費用**

また、鎌倉市に適した宿泊税の使途を考えるにあたり、将来にわたって市民や事業者、宿泊者等の観光客に求められる適切な使途が定められるよう『使途の評価軸』を設定することが、必要とのご助言も委員から頂戴しました。

この評価軸として、「第4期鎌倉市観光基本計画」内の基本理念、目標、施策分野に沿った使途であるか否かを、使途の評価軸とします。

第4期鎌倉市観光基本計画 ※令和8年3月策定

基本理念 <sup>㊦</sup>	
住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉 <sup>㊦</sup>	
目標 <sup>㊦</sup>	施策分野 <sup>㊦</sup>
I 観光がもたらす豊かさの実感 <sup>㊦</sup>	(1) 観光がもたらす経済的・社会的効果の共有 <sup>㊦</sup> (2) 責任ある観光(レスポンシブルツーリズム)の推進 <sup>㊦</sup> (3) 観光にかかる原因者・受益者負担の仕組みの導入 <sup>㊦</sup> (4) 地域に恩恵をもたらす観光旅行者の誘致 <sup>㊦</sup>
II 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備 <sup>㊦</sup>	(1) 分散型観光の推進 <sup>㊦</sup> (2) 泊まる観光の推進 <sup>㊦</sup> (3) 住民と観光旅行者が共に安心できる防災対策の推進 <sup>㊦</sup> (4) 誰もが利用しやすい観光受入環境の充実 <sup>㊦</sup> (5) 観光案内の充実 <sup>㊦</sup> (6) 歩いて楽しめる美しい観光まちづくり <sup>㊦</sup>
III 人材育成・連携体制づくり <sup>㊦</sup>	(1) 観光の担い手の能力の向上と多様な担い手の活動の活性化 <sup>㊦</sup> (2) 持続可能な観光まちづくりに向けた連携体制づくり <sup>㊦</sup> (3) 教育・学習・研究と相互理解に関する機会の提供 <sup>㊦</sup> (4) 鎌倉サポーター(鎌倉市を愛する応援者)を増やす <sup>㊦</sup>
IV 多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実 <sup>㊦</sup>	(1) 歴史的・文化的資源を生かした観光まちづくり <sup>㊦</sup> (2) 地域と共に創る鎌倉ならではの観光の推進 <sup>㊦</sup> (3) 観光資源に関する効果的な情報発信 <sup>㊦</sup> (4) 観光資源の保全・整備・磨き上げ <sup>㊦</sup> (5) 新たな観光資源の発掘・開発と活用 <sup>㊦</sup>

第4期鎌倉市観光基本計画で示す、各目標の概要は、以下のとおりです。

#### 【目標Ⅰ 観光がもたらす豊かさの実感】

市民が普段の生活で、観光に係る恩恵を実感することはなかなか難しいものです。観光がもたらす経済的・社会的効果、例えば「実は観光のおかげでこんなに鎌倉はよいまちになっている」ということを分かりやすく発信することは、行政の重要な役割です。そのため、観光の意義や施策、その効果など、市民が観光による恩恵を実感できるような情報発信を行い、市民と共有します。

「観光がもたらす豊かさ」を市民が実感すること、観光旅行者が市民に対しおもいやりや配慮をもって観光してもらうことで、お互いが敬意を持ち「住み続けたい、また訪れたい」と思ってもらえる持続可能な観光を目指します。

#### 【目標Ⅱ 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備】

日々多くの観光旅行者が訪れる本市においては、観光旅行者が快適に過ごせる環境の整備は不可欠です。

観光に関するマナーや防災情報を多言語で分かりやすく発信し、訪日外国人旅行者に対し適切に届けることで、市民にとっては安全・安心に生活できる住環境を、訪日外国人旅行者にとっては快適に観光できる環境の創出を目指します。

また、豊富な観光資源を有する本市だからこそできる「場所の分散」や、市内に宿泊してもらうことで、夜や早朝の静かな本市を楽しんでもらうといった「時間の分散」を推進し、過度な混雑の解消を目指します。

併せて、四季折々の魅力を発信し、年間を通じて観光旅行者の季節的な分散化を図ります。徒歩での観光を推進することで、電車やバス等の公共交通機関の利用の分散化を図るとともに、周遊や回遊を図ることで分散化につなげます。

#### 【目標Ⅲ 人材育成・連携体制づくり】

世界に誇れる鎌倉の魅力や価値を国内外に発信し、持続可能な観光都市としていくために、観光旅行者や市民、行政や事業者といった、観光を取り巻く様々なステークホルダーが一体となって、本市が抱える観光課題に向き合うことで、観光都市としての基盤を強化していきます。

また、観光の担い手を育成し、能力の向上と多様な活動の活性化を図るとともに、観光を通じた教育・学習・研究と相互理解の機会の提供を進めます。

このことにより、市民と観光旅行者双方の理解と尊重を深め、鎌倉のまちを愛する応援者を増やすことで、持続可能な観光都市を目指します。

#### 【目標Ⅳ 多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実】

鎌倉のもつ普遍的な価値を広く体感していただくために、本市が保有する豊富な歴史的・文化的資源を生かしたまちづくりを進めることで歴史的風致の維持向上を図り、日本国内だけではなく、世界に誇れる観光都市を目指します。

そのために、歴史遺産や文化財の保全・整備・磨き上げを行いながら、地域の文化と自然に根ざした着地型観光の推進を図り観光旅行者の利便性を向上させるとともに、新たな観光資源の発掘・開発と



【「目標Ⅱ 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備」にかかる使途の先行事例】

出典：各自治体HP

金沢らしい夜間景観の創出

歴史的建造物、橋、坂道、石垣、土塀などの景観資源をライトアップし、金沢の夜間景観の魅力を生み出すとともに、回遊性の向上を図っています。

- 令和元年度 尾山神社、尾崎神社、黒門前緑地、白鳥路
- 令和2年度 石切坂・新桜坂緑地、桜橋、広坂石垣
- 令和3年度 成真閣、金沢城築六園下
- 令和4年度 長町武家屋敷群群像
- 令和5年度 泉鏡花記念館、金沢番書器館、久保市乙創室ほか
- 令和6年度 西外惣構跡、柿木島ポケットパークほか（令和7年度完成予定）



西外惣構跡



柿木島ポケットパーク

金沢市

観光トイレ整備事業費

…デザイン性や機能性が高く、観光資源となりうる観光トイレを整備した。



大阪府

福岡県

- ・宿泊事業者の施設改修
- ・ロボット掃除機導入などの省力化への補助

歴史・文化に配慮した道づくり【550万円】

福岡市

博多川を活用した賑わい創出や、主要駅からの誘客を促進する装飾、観光拠点の検討等を行う。また、冷泉小跡地で発見された石積み遺構の活用等に向けた計画の検討、櫛田表参道において景観向上に向けた無電柱化工事を行う。



<博多川を活用した賑わい創出>

当該目標に関連する使途は、上記のとおり、宿泊事業者向け支援、デイトタイム以外も含めた魅力の向上・PR活動、観光施設の整備に活用されていることが見て取れます。

【「目標Ⅲ 人材育成・連携体制づくり」にかかる使途の先行事例】

○観光業の雇用促進



福岡県

宿泊業への雇用を促進するため、宿泊業に特化した合同会社説明会を開催

宿泊事業者受入環境充実の支援【8,512万円】

宿泊業界における人材不足解消に向けて、新卒・中途に加え、留学生に特化した合同就職説明会を開催するとともに、生産性向上や高付加価値化促進に向けた宿泊事業者向け補助金の拡充等を行う。



福岡市

<合同就職説明会の様子>

○観光産業人材育成事業費

・将来の観光産業を支える人材の育成のための、小中学校における「観光教育出前授業」の実施

1,718 (1,718) 千円



長崎市

出典：各自治体HP

当該目標に関連する使途は、上記のとおり、合同就職説明会等の観光分野に関する雇用促進や観光サポーターを増やす取組等に活用されていることが見て取れます。

【「目標Ⅳ 多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実」にかかる使途の先行事例】

長 崎 市	<p style="text-align: center;">※方言で「ぶらぶら歩く」こと</p> <p><b>○長崎さるく推進費</b></p> <p>・長崎さるくの情報発信、ガイド研修</p>	2,739 (41,574) 千円	
<p><b>広域連携誘客事業【9,920万円】</b></p> <p>欧米豪等からの誘客を図るため、海外Webメディアを活用した情報発信や国内大型イベントの機会を捉えたPR等により、西日本・九州の自治体等と連携した、西のゴールデンルート等の取組みを推進する。</p>			<p style="text-align: center;">新 <b>インバウンド情報発信の強化</b></p> <p>訪日旅行者のニーズを捉えた効果的な情報発信を強化し、観光振興につなげるため、海外メディアによる取材を受入れたり、海外の旅行雑誌に記事を掲載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特集記事作成：10本</li> <li>■ メディア等受入件数：11件</li> <li>■ 外国語マップ・ビジュアルブック更新</li> </ul>
<p><b>○国・地域別の戦略的なインバウンド誘客の実施</b></p> <p style="text-align: center;">福岡県</p>  <p style="font-size: small;">英国・ロンドンで、現地の旅行会社やメディアを集めた観光セミナー・交流会を開催</p>		<p style="text-align: center;">福岡市</p>  <p style="font-size: small;">外国語マップ・ビジュアルブック</p>  <p style="font-size: small;">海外メディアによる取材の様子</p>  <p style="font-size: small;">海外の旅行雑誌への記事掲載</p>	

出典：各自治体HP

当該目標に関連する使途は、上記のとおり、国内外に向けた観光資源の発信やモデルコースの紹介等の新しい観光コンテンツの醸成に活用されていることが見て取れます。

先行事例の使途の概要を把握したうえで、より鎌倉市に適した具体的な使途(案)を、以下のとおりに記載します。なお、それぞれの使途は、先行事例を参考に作成した使途のイメージであり、実施を保証するものではありません。

【「目標Ⅰ 観光がもたらす豊かさの実感」にかかる使途の案】

- ・民泊事業の把握の強化、未届・未申告が疑われる事業者の把握・適正化

特別徴収義務者の届出のない宿泊事業者や適正な申請を行っていない民泊事業者等に対する対応を実施するものです。

事業実施概算額：年約 1,500 万円(専門の職員の手配 750 万円×2名)

- ・観光客のマナー啓発媒体の作成、周知

多言語の観光マナー啓発媒体を作成し、観光客全体のマナー向上に取り組むものです。

事業実施概算額：年約 500 万円(看板、中吊り広告、チラシ、ポスター等を想定)

【「目標Ⅱ 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備」にかかる使途の案】

- ・朝夜観光・泊まる観光・滞在型の推進

朝夜の滞在型観光に繋がるイベントを実施するものです。(例 ナイトウォークイベント、宿泊者の海岸での朝座禅等)

事業実施概算額：年約 1,000 万(ライトアップを伴うナイトウォークイベント 300 万)

- ・宿泊税周知ポスター、チラシ

宿泊税導入に関する観光客向けの事前周知媒体の作成及び周知を実施するものです。

事業実施概算額：年約 300 万円(周知チラシ、ポスター、フロント等に設置する小型のぼり旗等を想定)

- ・宿泊客向けタクシーチケットの配布

夜間帯などで、大船等の飲食街から宿泊施設へのタクシーを用いた移動に関する補助を実施するものです。

事業実施概算額：年約 5,000 万(500 円×100,000 団体=5,000 万)

- ・宿泊事業者向けデジタルシフト補助

人材の確保に関する事業、人材の定着・育成に関する事業への補助を実施するものです。

事業実施概算額：年約 1,000 万円(年 100 万円 (上限) ×10 施設)

#### 【「目標Ⅲ 人材育成・連携体制づくり」にかかる使途の案】

- ・旅行者受入対応力強化支援事業補助

人材の確保に関する事業、人材の定着・育成に関する事業への補助を実施するものです。

事業実施概算額：年約 500 万円(年 10 万円 (上限) ×50 施設)

- ・鎌倉の歴史を伝えるスタッフの育成・強化

市内のガイド団体と連携した講演や講師派遣の実施するものです。

事業実施概算額：年約 100 万円(講演 1 回 5 万×4 回=20 万、都度派遣 1 万×80 施設=80 万)

#### 【「目標Ⅳ 多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実」にかかる使途の案】

- ・市内の宿泊施設を網羅的に紹介するプラットフォームの整備

プラットフォームを整備し、観光案内所等で閲覧できるように整備、運用するものです。

事業実施概算額：年約 1,400 万(3 施設に導入と仮定、操作可能なサイネージ 3 台 400 万×3 =1,200 万、システム構築費 200 万)

- ・宿泊施設を特集した冊子を発行、配布

市内の宿泊施設を特集した冊子を発行し、市への観光資料請求の際に同封するものです。

事業実施概算額：年約 500 万(年 10,000 部発行を想定、作製：デザイン会社への発注 1,000 部納品で 100 万、印刷：1 部増刷につき 300 円、300 円×9,000 部=270 万)

- ・宿泊を伴う滞在型観光 PR 動画の作成

宿泊を伴う滞在型観光 PR 動画の作成し、市の施設などで常時放映するものです。

事業実施概算額：年約 200 万(75 インチ程度の大型モニターの購入 30 万×3 台=90 万、動画の企画、撮影、制作 100 万)

**【検討委員会で頂いたご意見】**

また、第3回検討委員会では、以下の用途の案を頂きました。

・観光客の荷物の宿泊施設への配送(目標Ⅱ 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備に該当)

鎌倉市内を大きなキャリーケース等を引ながら不便そうに歩いている観光客が多数見受けられること、またその荷物が市民等の歩行の妨げになっている状況もあることから、多くの観光客が中継地点として立ち寄る鎌倉駅等で荷物を預け、各宿泊施設まで送り届けるサービスを実施。

・社寺との連携した取り組み(目標Ⅳ 多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実に該当)

鎌倉市の重要な観光資源である社寺と連携した朝夜の時間帯も含めた取り組みや体験型のイベント等を、宿泊施設と社寺の共同で実施。

・宿泊施設の防災対策(目標Ⅱ 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備に該当)

宿泊者と従業員のみの防災関連物資の備蓄しかできていない宿泊事業者が多くいることが想定されるため、近隣の住民や宿泊者以外の観光客も視野に入れた防災の備えに宿泊税を活用する。

個々の用途の内容も非常に重要ですが、将来にわたって市民や事業者、宿泊者等の観光客に求められる適切な用途が設定され、宿泊税という制度が効果的に機能していくためのガバナンス体制も非常に重要とのご意見も、検討委員会の場で頂いています。

限られた観光財源を活用し、より高い成果を発揮していくためにも、継続的かつ定期的に用途の優先順位付けや、評価を行う仕組み、制度の透明性を高める手法、運用体制等についても、引き続き先行事例の研究等により、検討してまいります。

(9) 課税要件や補助制度に関する意見交換会でのご意見

令和8年(2026年)3月31日に実施した第2回検討委員会の場合において、「鎌倉旅館組合に協力を仰ぎながら、個別の事業者の疑問や不安に対し回答するとともに、税額・税率や課税要件、用途等についてヒアリングをする場を設けるべき」というご意見をいただいたことを踏まえ、以下のとおり意見交換会等を実施しました。

実施期間	令和8年(2026年)4月13日～同年4月17日
実施場所	市の会議室や意見交換先の事業者様の事務所等
実施事業者数	市内の7宿泊事業者
いただいたご意見(以下に記載のとおり)	
<p>本報告書記載の(6)宿泊税の主な課税要件の検討、(7)宿泊税の導入に伴い実施する補助制度、(8)鎌倉市における宿泊税の用途(使い道)の検討について、を中心に以下のご意見を頂きました。</p> <p><input type="checkbox"/>①課税客体、②課税標準、③納税義務者、④徴収方法、⑤申告期限について 先行事例で差別化されていないこともあり、特段ご意見はありませんでした。</p> <p><input type="checkbox"/>⑥免税点について 当施設は簡易宿所で、なるべく低廉な価格で提供しています。宿泊額が一定額未満を免除とできないでしょうか。 ⇒宿泊税を活用した観光振興は、仕組み上全ての宿泊事業者が享受できるものが多いため、公平のためにも免税点は設けないが適していると判断しました。</p> <p><input type="checkbox"/>⑦課税免除について お客様目線で言えば、課税免除としたい属性の方はいますが、民泊などフロントの無い宿泊事業者等も多数おり、現地での免除対象の証明書類の確認が困難なケース等を想像した際に、設けない方がいいのではないかと感じます。</p> <p><input type="checkbox"/>⑧課税期間について 各課税要件等に関するこれまでの検討の経過や市の考え方は理解しましたが、実際に徴収に関わる事務をしてみないとイメージが湧かない部分が多いです。</p> <p><input type="checkbox"/>⑨税率・税額について 定率制や段階的定額制は、宿泊料金に応じて課税額が変わるという面では公平性があると思いますが、かなりの事務負担があると感じます。また、複雑な段階的定額制や定率制だと現場で計算ミスが増えることが懸念され、さらには申告漏れや徴収漏れ等のリスクも感じます。</p>	

□「宿泊税の導入に伴うシステム改修への補助」及び「徴収事務の負担に対する交付金」について

- ・交付金率（2～3%）が現場の実コストに見合いません。導入初期のみ高め還元にする自治体の事例があるため、同様の配慮を検討いただきたい。
- ・補助制度の具体的な金額や支給内容を、宿泊税の徴収に関する条例が制定される前までに明示していただきたい。

□宿泊税の用途等について

- ・宿泊税を導入した際の中長期の青写真を明確に示し、財源規模とその分配（住民・事業者・観光客への還元）のイメージを共有してほしいです。
- ・宿泊税を、市民生活と観光の調和にもしっかりと活用してほしいです。体育館や公共の施設の整備といった住民サービスへの還元や、鎌倉の自然を守る活動にも活用してほしい。また、日帰り客への負担の方法（拝観、飲食、公共交通の利用、自動車の入域、駐車場等）等も幅広く中長期的に検討してほしいです。
- ・宿泊税で得た財源が、本当に「滞在型観光への転換」に効果的に使われるのか疑問です。具体的な施策（宿泊者向けクーポン、宿泊誘導イベント、朝夜観光、連泊促進インセンティブ等）の提示と、確実な実行をお願いします。
- ・宿泊税を何にいくら使うのかが不明瞭だと、宿泊事業者も納得しにくいいため、将来にわたって「用途の見える化」を図っていただきたい。
- ・制度の導入前に用途を明確にしてください。また、「鎌倉が面白いことをしている」と思ってもらえるような日帰り観光客への費用負担についても継続して検討してください。
- ・宿泊税が導入された後も、引き続き宿泊者数や料金構成（宿泊料金の分布等）のデータを集めて、制度に反映されるようにしてください。
- ・制度の導入前に、しっかり期間をとって、個別の説明会等の場で継続的に対話を実施してほしいです。

## 6 宿泊税の運用等について

以下に記載の事項については、宿泊税導入の今後の段階においても、継続的な検討が必要であることが委員より示唆されており、引き続き懸案事項とします。

### (1) 観光振興としての用途の明確化と日帰り観光客への応分負担の研究

市内の宿泊事業者及び市内の宿泊者に対し、しっかり理解を得ていくためにも、本報告書で取りまとめた「税収の用途」に表現したように「鎌倉市の観光資源の魅力維持・向上を図るとともに、宿泊を伴う滞在型観光の促進、観光と市民生活の調和及び持続的な観光振興のため」に宿泊税を活用していくとともに、オーバーツーリズム対策にのみ活用していくという誤解を生まないように説明を行っていきます。

また、令和6年(2024年)の数値において、鎌倉市の宿泊者数は、実観光客(7,954,451人)と比較しても、約6.3%程度に留まります。検討委員会の中で多々議論があったよう、拝観料、飲食、物品の購入、公共交通の利用、入域、太宰府で行われている駐車場への課税等、幅広い範囲で日帰り観光客に対する受益者負担を求める仕組みを、引き続き市で検討します(本報告書「(5) 宿泊者以外への応分負担について」も参照)。

### (2) 市内宿泊事業者への宿泊税導入の事前周知

今後、宿泊税に関する条例が制定され、鎌倉市において宿泊税が導入されることが決定した際には、特別徴収義務者となる市内の宿泊事業者に対し、網羅的に事前の案内を行うことが重要となります。

旅館業法や住宅宿泊事業法に基づく許可や届け出は、神奈川県保健福祉事務所が管轄をされていることから、同事務所への協力依頼も行いながら、市内宿泊事業者に対する網羅的な事前案内に努めます。

### (3) 基金化

地方財政は「予算単年度主義」が原則である一方で、継続的な取り組みが求められることが多い観光振興事業や観光と市民生活の調和に向けた事業の特性に鑑み、他市でも多く採用されている宿泊税の歳入に関し「基金条例」を制定することを、引き続き検討します。

### (4) 自律的なガバナンス体制の構築

福岡県や熱海市、倶知安町等において、宿泊税による観光財源をDMO(観光地域づくり法人※)組織に充当し、観光における多様な分野を巻き込みながら、スピード感を持った事業展開に取り組んでいる事例が存在します。

現時点で、鎌倉市にはDMO組織は存在しませんが、委員からのご意見もあったように、様々な宿泊税の用途の決定にあたって、そのプロセスに関する情報を公開し、透明性・客観性を保つ必要があることから、観光地域づくりの司令塔役として、体制構築についても引き続き検討します。

※地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に遂行する機能を備えた法人

#### (5) 市を訪れる宿泊客に対する事前の周知、宿泊事業者の負担軽減

鎌倉市を訪れる宿泊客に対して宿泊税の目的や税制度、用途などの内容について事前の周知を図るため、宿泊施設はもちろんのこと、それ以外の場所での掲示(行政施設や駅、観光案内所等)による丁寧な周知を行うとともに、市のホームページや SNS ツール、各種旅行サイト等でも情報発信に努め、国内、国外からの宿泊者にも可能な限り事前の周知を検討し、実施します。

また、各種 OTA(インターネット上で取引を行う旅行会社のことであり、Online Travel Agent の頭文字の略)の情報収集に努め、特別徴収義務者となる宿泊事業者にとって容易な支払い方法を検討します。

#### (6) 特別徴収義務者となる宿泊事業者への丁寧な説明等

宿泊税導入にあたり、宿泊税を代理で徴収いただく宿泊事業者(特別徴収義務者)と、納税者となる市内の宿泊者に対し、引き続きご理解をいただけるよう、必要に応じ意見交換や説明の場を設けるとともに、将来にわたる用途の透明性の確保に取り組みます。

また同時に、今後も多くの自治体で導入されていくであろう宿泊税について、タイムリーな情報収集に努めるとともに、宿泊税導入に関する宿泊事業者の事務的負担及び経費負担が少しでも軽減されるように検討していきます。

また令和 8 年(2026 年)10 月から鎌倉市で宿泊税より先駆けて課税が開始される予定の入湯税もあるため、宿泊事業者が宿泊税と混同しないようわかりやすい説明を心掛けます。

#### (7) 将来的な段階的定額制または定率制導入の検討

本報告書における税率・税額は、宿泊事業者の負担軽減や OTA 等が宿泊税に対応しきれていないという状況、他市での意識調査や近隣自治体の課税額等から判断し、鎌倉市では「1 人 1 泊 300 円の一律定額制」としますが、東京都が令和 9 年度内に定率制へ移行する意向を示していること、また全国でも新たに定率制を前提として総務省との協議が完了した自治体の事例が複数あること、また将来的により公平・公正な税負担を担保する観点からも、定率制や段階的定額制についても検討します。

#### (8) 神奈川県今後の導入について

先行事例では、県と県内の自治体が同時期に宿泊税を検討し、導入を行った際、双方の課税要件の整理や宿泊事業者への説明が煩雑になってしまったという課題を聞き取っています。

現時点で神奈川県が短期間で宿泊税を導入するという方針は確認できていませんが、今後宿泊税導入の確度が高くなるような場合には、鎌倉市内の宿泊者や宿泊事業者にとって不利益、不透明な制度にならないよう、十分な配慮をした制度設計となるよう県に対して求めてまいります。

## 7 おわりに

### (1) 鎌倉旅館組合及び市内宿泊事業者が推薦する委員より

今回検討委員会に委員として参加させていただき、宿泊税等の観光財源に関する国内の動向や、その活用事例等について把握することができました。また「宿泊税」という観光分野にのみ活用が可能な目的税を、どうすれば鎌倉市内の宿泊事業者にとって有効な使い方ができるのかといった有意義な議論が出来たものと思っております。

しかし一方で、今回の委員として役目は、あくまで将来的に宿泊税が鎌倉市で導入された場合における、我々宿泊事業者の事務の負担軽減や、鎌倉市に適した課税要件等に対し、ご要望をさせていただくという目線から、助言をさせていただいたものと思っております。

今回の議論における意見は、当然鎌倉市内の宿泊事業者の総意ではなく、他にも様々なご意見をお持ちの方があるかと思えます。そう言った方々のお声を一つでも多く汲み取っていただきながら、制度の設計・導入について、引き続き慎重にご検討いただくようお願い申し上げます。

鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会 委員 井上靖章、薄井茜

### (2) 委員長による総括

「古都・鎌倉」は、その歴史と自然により日本を代表する観光都市として発展してきました。しかし、観光による恩恵の一方で、市民生活への負荷やインフラの維持・管理コストの増大が、市の持続可能性を揺るがす大きな課題となっています。

今回検討委員会では、将来にわたり「住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉」を維持するための新たな観光財源のあり方について、議論を重ねて参りました。

鎌倉市が直面する現実は極めて厳しく、将来的な生産年齢人口の減少は、安定的な税収確保を困難にします。特に、観光客(延べ観光客数)の約97%が日帰り客であり、観光客数の増減が市の税収に直接反映されない「受益と負担の乖離」は、早急に解決すべき課題です。

今回、「宿泊税」の導入を主軸に据えた理由は、財源としての安定性と受益者負担の原則の明確さにあります。宿泊客が観光インフラを享受するプロセスにおいて、その財源を観光の「質」の向上に還元する仕組みは、世界の主要観光都市の標準となりつつあります。

今回の検討において、具体的な税制案として「1人1泊300円の一律定額制」を提言したのは、宿泊事業者の事務負担を最小限に抑えるためです。また、免税点や課税免除を設けない方針も、現場の煩雑さを避け、全ての宿泊者が公平に「鎌倉を支えるサポーター」となっていただくためのシンプルな設計を目指した結果です。

一方で、宿泊税の導入がゴールではなく、将来的には、観光施設に関する利用料の徴収、駐車場に対する課税や入域に関する負担など、より広範な受益者負担の仕組みを研究し続けるための確かな第一歩であると位置付けています。本報告書の「(5) 宿泊者以外への応分負担について」に記載したように、様々な先行事例や今後の社会状況を踏まえながら、日帰り観光客にも応分負担を求めることによって、鎌倉市における宿泊税に関する納得感の醸成に努めてください。

宿泊税によって確保された財源は、「第4期鎌倉市観光基本計画」の理念を具現化するため、単なる

混雑対策に充てるのではなく、朝夜観光の促進・創出や手ぶら観光の推進など宿泊者限定の付加価値の提供といった、日帰り客を「宿泊客」へと転換するための戦略的投資に重点を置くべきです。これにより、平穏な市民生活と観光消費拡大を両立させる「責任ある観光」の実現が期待されます。

また、宿泊税の運用の透明性を高めるため「基金化」や「自律的なガバナンス体制（DMO等）」の構築を継続的な懸案事項とし、必要な届出を行わずに営業をしている住宅宿泊事業者や適切な営業を行っていない宿泊事業者等への取り締まりも含め、関係者が納得できる運用を強く求めます。

市内の宿泊事業者の皆様には多大なご理解と協力をいただくこととなりますが、実施主体である鎌倉市においても、適宜制度の説明会の開催やシステム改修等への補助を通じ、全力でバックアップするようお願い申し上げます。

鎌倉の観光は今、量的拡大から質的向上への大きな転換期にあります。本報告書が、鎌倉の誇るべき財産を次世代へと引き継ぐための強固な礎となることを切に願い、総括いたします。

鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会 委員長 梅川智也

## 8 巻末資料一覧

巻末資料1 検討委員会会議録(第1回～第4回)

巻末資料2 アンケート調査結果

巻末資料3 事業者向け勉強会 質疑応答集

巻末資料4 先行自治体の導入状況一覧

巻末資料5 検討委員会設置要綱